

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (2) (21 . 2 定)			
日 時	平成 2 1 年 6 月 1 8 日 (木)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 5 3 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	高橋委員長、大竹副委員長、千葉・鈴木・大橋・菊池・濱本・山口・ 新谷 各委員		
説明員	市長、副市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・ 生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・病院局経営管理各部長、 保健所長、会計管理者、消防長、監査委員事務局長、 選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記 記録担当			

～ 会議の概要 ～

委員長

それでは、開会に先立ち、一言ごあいさつを申し上げます。

昨日の選挙におきまして、委員長に就任させていただきました高橋でございます。もとより微力ではございますが、副委員長ともども公正にして円滑な委員会運営のため、最善の努力を尽くす所存でございますので、委員各位、また市長をはじめ理事者の皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、副委員長には大竹委員が選出されておりますことを御報告いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、千葉委員、山口委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、平成会の順といたします。

それでは、共産党。

菊地委員

風力発電建設における環境への影響について

初めに、風力発電の問題について何点かお尋ねいたします。

代表質問で、私の質問に、今は調査、測量を行っている段階であるとお答えになっています。具体的にはどのような調査、測量を行っているのかについてお尋ねしたいと思います。

（総務）企画政策室林主幹

測量調査についてでございますけれども、現在、日本風力開発株式会社におきまして、国有保安林と海浜地の用地測量を行っております。また、引き続き今後、地形測量を行う予定であると聞いております。

菊地委員

実は、昨日、ちょっと現地を訪ねてみました。砂丘に岩ツバメの巣がたくさんあったりして、なかなか自然に囲まれているなというふうに感じました。実は、砂丘の上に、そこが風車の位置を決めるものなのかなという推測がされるようなくいがずっと立っていたのですが、このくいは日本風力開発株式会社が立てたものなのかどうか、その辺はわかりますでしょうか。

（総務）企画政策室林主幹

風車の予定地につきましては、国有保安林や海浜地などとなっております。現地には、保安林などの土地の管理者のくいが多数ある状況にあります。事業者においては、現在、測量を行っている段階でして、測量のための仮ぐいを一時、設置はしておりますけれども、風車の建設位置のくいではないというふうに聞いております。

菊地委員

もう一点お伺いします。自然保護団体の方から、この銭函風力発電所にかかわる工程表みたいなものをいただいたのです。この中では、6月、7月にかけて説明会で意見を受けるとなっているとのことなのですが、この説明会というのは、どなたを対象に、どういう形でされるというものなのか、お尋ねしたいと思います。

（総務）企画政策室林主幹

説明会の関係でございますけれども、日本風力開発株式会社においては、今後、現地での環境アセスの縦覧などの際に、広く意見を伺っていくということで聞いておきまして、必要に応じて、市民の方々から意見を受ける説明の場も設けていきたいというふうに聞いております。

菊地委員

市民というのはどこまでを指すか、小樽市内の市民も含めて、全部対象とするのでしょうか。

（総務）企画政策室林主幹

風力発電所の建設に係る周辺の方々として、当然、小樽市内の方も対象と考えているようです。

菊地委員

市民を対象にどういう形でやられていくのかというのは、今後の会社の説明会の持ち方にも期待するものなのですけれども、例えばあの地域の自然環境とか、そういうものに対して心配をされている市民の方々が何人が集まって説明会を希望するようなものにも対応していただけるものかどうか、この辺についての会社の姿勢はどういうものなのでしょうか。

（総務）企画政策室林主幹

今後、事業者がどのような形で説明を行うかは、決まっていはいないと思いますので、説明会の仕方とか意見の聞き方は、ケース・バイ・ケースになると思うのです。

菊地委員

そういった市民の方々が説明会を要請したらしていただける場合もあるというふうに、理解しておきます。

十銭浜の不法投棄について

風力発電のことで現地を訪れてみたのですけれども、現場を訪れてみて驚いたのは、あの地域に家電だとか、自動車、果ては縫いぐるみまで、いろいろな大型ごみの投棄が目立ったのです。大変に驚きました。北海道とか小樽市とか、そういう自治体の名前が書かれた「不法投棄は許しません」という立札が立っていたのですけれども、この地域の不法投棄に対するこの現状と、今後の対策についてお尋ねします。

生活環境部副参事

最初に、現状でございますけれども、今回予定されております風力発電の場所は、通称オタネ浜、または十銭浜と言われる箇所当たるところでありまして、小樽市銭函 4 丁目、5 丁目に位置するところでありまして。その十銭浜は、先ほど委員の御指摘がありましたとおり、不法投棄の目立つ箇所として、この場所につきましては、土木現業所、森林管理署の所管となっているほか、一部、市道が入っている、このような土地の構成となっております。ここにおきましては、何年来、不法投棄が非常に問題になる場所でございます。理由といたしましては、車両の乗り入れが可能である、そのことで不法投棄や、海浜でのレジャー客が捨てていくごみ、それらが目立つ箇所となっております。

次に、御質問がありました対策という点でございます。一つに、監視という点からいきますと、私どもも小樽市内において 4 名体制で行っております不法投棄監視パトロール、これの強化地点といたしまして、石狩湾新港地域を含めた銭函 4 丁目、5 丁目の監視を常時行っていますほか、各土地管理者がパトロールをしているところでございます。

また、不法投棄の防止対策といたしましては、先ほども御意見の中にもありましたとおり、パトロールのほか、不法投棄禁止の看板を土地所管の関係機関、取締り機関とも協力し、設置しているところでございます。

具体的な今後のごみ撤去というところの対策につきましては、これまでも春と秋に、石狩湾新港地域のクリーン作戦を関係機関と市で協力して行っているほか、また、この浜につきましては、昨年 8 月、土木現業所と市が協力し合い、一斉清掃を行っているところでございます。また、毎年 2 回ほどボランティア団体が入って清掃を行っておりますので、今後とも関係機関とも協力しながら、不法投棄の監視、また環境の改善等には、市も協力し合って進めてまいりたいと思っております。

菊地委員

もう少し立て看板の数があつたほうがいいのかというふうにも思いましたし、実は立て看板も壊れて倒れてい

るのもありましたので、その辺は改善を要求しておきます。

休止事業の復活について

もう一点、財政の問題についてお尋ねしたいと思います。

市長に対しては、財政再建団体回避のため平成 24 年度までの計画もありながら、大変早いというか、スピードを上げて黒字化、累積赤字の解消に向けて頑張っているといいますが、与党の皆さんからは頑張りを評価する声もありましたけれども、私は中身が問題だと思っておりますので、もう少し予算の使い方については、審議が必要だというふうに考えています。

それで、制度的なものをいろいろ拡充したり、それから新設したりということについては、なかなかよいお返事はいただけませんけれども、財政が大変だということで、この間、中止してきた事業の復活というものについては、考えていらっやらないのかなというふうに思います。

一例を挙げましたら、小樽市の花としてツツジがありますけれども、こういったつつじまつりだとか、市民も職員も一緒に楽しめる、そういったものについては、復活を考えていらっやらないのでしょうか。消防のプラスバンド、そういうものの発表の場にもなりますし、予算的にもそれほど大きなものではないのかなというふうに思うのですが、そのことについてお伺いしておきたいと思えます。

財政部長

個別の事業についてお話がありましたけれども、つつじまつりにつきましては、平成 17 年度ぐらいでしたでしょうか、記録を見ますと、当時、いろいろな協賛金の集まりが悪いとか、もちろん私どもの財政事情もまたありますけれども、それを含めていろいろな問題があつての休止というふうに記憶しております。

思いとして、休止事業を復活していただきたいというお話はわかるのですけれども、基本的にはやはりまだ現状においても赤字団体であることには変わりがないわけで、その中では、私どもとしては、財政健全化の取組というのは可能な限りもう少し続けていかなければならないというふうには思っております。個別の事業につきましては、その事業が該当するかどうかは別にしまして、国のほうにもいろいろな財政手当てがまた考えられてくる部分もありますので、トータルとして毎年度の予算編成の中でも考えていきたいというふうには思っております。

新谷委員

国保の資格証明書と政府答弁書について

初めに、国民健康保険の問題ですが、資格証明書と政府答弁書についてお聞きます。

今年 1 月以降に、政府答弁書の通知が来た後の資格証明書の交付件数と短期保険証への切替え件数、そのうち失業や減収など、経済的困難で保険料を払えないという特別な理由は何であったのか、また病院にかかりたいと言って申請して短期保険証に切り替えたのは何件か、それぞれお答えください。

（医療保険）保険収納課長

今年 1 月の政府答弁書が通知されまして、それ以降の資格証明書、短期保険証の発行数でございますけれども、6 月の更新について申し上げます。6 月の更新時点で、資格証明書につきましては 414 件、それから 3 か月、6 か月の短期保険証につきましては 325 件、合計で 739 世帯に発行してございます。

それで、そのうち政府答弁書の趣旨に一致しまして短期保険証に切り替えたものは、1 件ございました。そのほか、緊急を要するというところで医療の必要性があつて交付したものが 2 件、合わせて 3 件ございました。

この政府答弁書の関係は、失業ですとか、病気ですとか、そういった環境の生活困窮、そういった原因で払えないといった方々に保険証が必要だというときに交付するものでございますけれども、特に資格証明書の交付世帯全体の中で正確に経済的理由、その他さまざまな理由がございますけれども、その内訳としては現在のところ、その細かい数字は押さえてございません。

新谷委員

それで、資格証明書交付世帯に接触できていないのは、何件ですか。

（医療保険）保険収納課長

資格証明書を発行しておりますうちのおよそ半分強ぐらいは、訪問等をしていても不在とか、郵便物が戻ってくるとかということで、接触できておりません。

新谷委員

それでは、そういう方たちがなぜ保険料を払えないのか、理由がわからないし、また病院にかかるのを我慢しているのか、医者にかかる必要があるのかどうかということも、わからないということですね。

（医療保険）保険収納課長

そういう接触ができませんし、こちらからの再三の呼びかけにもお返事をいただけませんので、医療が必要なのか、あるいはたまたまそういう医療にかかる必要がないのか、その辺ははっきり言って不明でございます。

新谷委員

政府答弁書の中身は、当然御存じだと思うのですがけれども、舛添厚生労働大臣は、一時払いが困難であるという申出さえあれば結構で、医療の必要性という要件は必要ではないと、それから、厚生労働省の保険局長は、滞納保険料の納付は必要ないと、このように答えております。こういうことから考えますと、資格証明書交付世帯は経済的に困難であれば、すべて短期保険証は発行しなければならない、このようにする必要があると思います。

それで、なかなか接触できないということでしたけれども、一般質問の御答弁では、例えば千葉市のように、資格証明書交付世帯にアンケートを送る、こういうことはしないということでしたけれども、ではどうやってこの経済的困難があるのかを把握するのでしょうか。

（医療保険）保険収納課長

一般質問でも答弁をしていますけれども、資格証明書の対象世帯には、予告書という形で文書を送付しております。その中に、特別の事情の申し届出書ということで、保険料が支払えない経済的に困難ですとか、そういった特別の事情を申し出る用紙を同封してございます。それに該当する世帯の方につきましては、そちらのほうで市のほうに届出をいただくということで、そういった特別の事情を把握できますし、あるいは訪問してお会いできたとき、あるいは来庁してお話を聞かせていただくときには、実際にどういう状況にあるのかというようなことはお聞かせいただいて、こちらのほうとしては把握できるかと思います。

新谷委員

この予告書を見ましたけれども、滞納となっている国保料について、納付相談を行いたいのので来庁をお願いしたいと、このように書いてありますし、これ以上滞納すると資格証明書になると書かれています。何か相談といっても、滞納をしている金額が少額だったらいいかもしれないけれども、多額になるととても払えない、言ってもわかってもらえない、こういう心が閉ざされているのではないかと心配もあるわけです。

6月8日の毎日新聞の記事をごらんになったと思うのですがけれども、夫は清掃員で、収入は月十数万円。妻が病気で介護代もかかって、保険料が払えなかったと。夫婦とも自己破産をしていて、窮状を訴えれば何とかあったかもしれないけれども、市役所には相談に行かなかったということです。お金がかかるため、妻が受診を拒み、結局、衰弱死して、夫がその死体を賃貸マンションの屋上に放置してあった冷蔵庫に遺棄して、実刑になったと、こういう本当に悲劇的な記事ですけれども、こういうことにならないためにも、この予告書だけではなくて、1月に政府答弁書が出たのですから、この趣旨も踏まえて、経済的に困難であれば滞納にかかわらず短期保険証を交付しますよと、そういう連絡を下さい、お知らせを下さい、何かそういう心の通じる、そういうお知らせをする必要があると思うのですよ。やはり行政と市民の信頼関係をつくっていくことが大事だと思うのですが、その点はいかがですか。

（医療保険）保険収納課長

委員の御指摘のように、政府答弁書が出ましたので、緊急的な特別な事情がある場合には、短期保険証を出すということになりました。今、予告書につきましては、納付相談へおいでくださいという趣旨のこし記載されておりませんので、緊急的に医療が必要で一時払いが困難だという方は、御相談いただければ、市役所のほうで短期保険証を交付しますという旨の文章を、この予告書に書き加えるか、あるいはまた別様にするか、そういったことを工夫しながら、次の更新は9月になりますけれども、そのときから対象世帯に送付したいというふうに思っております。

新谷委員

ぜひそういうふうにお願ひしたいと思うのですが、この際ちょっと予告書はやめておいて、そういうことで短期保険証を発行しますよと、そういうお知らせにさせていただきたいと思っております。御検討ください。

国保の一部負担金減免について

それから、一部負担金減免及び徴収猶予についてなのですが、改めてお聞きしますが、これまで何件の申請があって、利用はないということでしたけれども、その点についてお知らせください。

（医療保険）国保年金課長

一部負担金の減免については、過去3年間では2件の申請がございます。そのうち1件については、たまたま正月休みを挟んで申請があって許可という中身で、本人が退院したものですから、最終的には許可した時点で、本人のほうから辞退の申出がございました。もう一件につきましては、被保険者の所得状況がちょっと合致しなかったということで対象外ということで処理しております。

新谷委員

一般質問の御答弁で、他都市でも、基準に多く使用している生活保護基準を参考にしながら、減免の可否を決定しているということでしたけれども、参考にしている他都市というのはどこで、また生活保護基準というのは生保の中身、例えば1類、2類とか、いろいろありますけれども、その中身が何なのか、また生保程度の1.何倍とか、3倍とか、いろいろありますけれども、小樽市の場合、どれぐらいの額になっているのでしょうか。参考にしている内容について、お知らせください。

（医療保険）国保年金課長

申しわけございません、生活保護の基準のどの部分というのをちょっと調べてきておりませんが、札幌ですとか函館といった道内の主要地方都市の基準を持っているところを参考にさせていただいております。例えば札幌の場合ですと、生活保護基準プラス高額医療の限度額があります。生活保護基準プラス3万5,400円、それを下回る世帯については減免をやっているようでございます。そういったところを参考にしながら、小樽市ではその都度、審査している状況です。

新谷委員

昨日も、実は年収が170万円ぐらいしかないのに、保険料が13万8,000円ということで、高すぎるということで電話がありましたけれども、やはり家族構成からして、生保基準以下なのです。それでも生保を受けないで頑張っているわけですが、こういうやはり生保すれすれというか、そういうところは本当に大変だと思うのです。ですから、今度は窓口であらかじめそういうものがあるということを親切に教えてくださるということで、それはそれでいいのですが、やはり一定の要綱などをつくって対処する必要があるのではないのでしょうか。

（医療保険）国保年金課長

要綱を作成するというにつきましては、昨日、一般質問の中で市長の答弁でもありましたように、あまり事例がない中で、当面は各市の状況を参考にしながらということ考えています。これはごく最近の情報なのですが、実は厚生労働省のほうで医療機関の窓口における負担金の未払問題、これは国保に限った話ではないので

すけれども、こういった問題の解消策というのが厚生労働省としても課題になっておりまして、その解消策の一環として、国保の一部負担金の減免について、市町村である程度、統一的な扱いができるような方策を考えているという情報が入ってきております。これも、早ければ今年度中に、そういったものを示すような話もございます。その辺の状況も見ながら、このことについては対応していきたいと考えております。

新谷委員

そういう国の動きもあると思いますけれども、いずれにしましても救える命を救えなかったということがないように、資格証明書でも、それから一部負担金の減免の問題でも、対応していただきたいと思います。

学校規模・学校配置適正化基本計画（素案）について

次に、学校規模・学校配置適正化基本計画（素案）について伺います。

まず、素案の 2 ページの「効果的な環境整備が必要」ということですが、これはどういうことでしょうか。御説明ください。

教育部長

環境という言葉というのは、極めて広い意味の言葉ではあります。ただ、これは検討委員会の諮問段階、あるいは検討委員会からいただいている答申もそうなのですが、主に少子化によって学校規模が縮小をしている。それと、施設の老朽化が進んでいる。それに対応していくために、学校の再編が必要であると、そういう基本的な位置づけとしてこの素案をつくっているものですから、基本的な考え方としては、やはり少子化、学校の小規模化という環境改善、そして施設の老朽化に対する環境改善と、そういったことが主な内容であります。

新谷委員

それでは、本市の学校教育の目指す姿、それはどういうことですか。

教育部副参事

教育の目指す姿ということで、この素案の中にも触れておりますけれども、小樽市では現在、平成 21 年度から、小樽市学校教育推進計画という計画を立てております。その中で、目指す姿を示しているということでございます。

新谷委員

だから、素案の中身は何かと聞いているのです。内容を教えてください。

（教育）指導室主幹

中身でございますが、基本方針としては、「『確かな学び』と『豊かな感性』を育む教育の推進」、それと「『信頼』と『活力』ある学校づくりの推進」という、この二つを柱に計画を推進するということで、特に「確かな学力の育成」「豊かな心の育成」それと「健やかな体の育成」「社会の変化に対応した教育の推進」「信頼に応える学校づくり」以上五つを重点目標として取り組んでまいります。

新谷委員

確かな学び、学習ということですね。さまざまな取組方があると思います。

それで、施設的なことをお聞きしますけれども、今、あいているといいますか、普通教室以外で使用している教室があると思いますが、ここではグループ学習だとか、作業室あるいは会議室、学級展示、ランチルームなどに使用しておりますけれども、例えば稲穂小学校の説明会で、人数が増えると、教室も足りなくなるのではないかと、狭くなるのではないかとという質問があったと思うのですが、統合によって、例えば稲穂小学校、桜小学校、朝里小学校、銭函小学校、それから菁園中学校あるいは桜町中学校、朝里中学校と、残ると思われる学校、そこではそうした統合により人数が増えることによって、こういうさまざまな学習あるいは活動が阻害されるのではないですか。

（教育）総務管理課長

まず、今の段階では、残ると思われる学校というところにつきましては、私どもはそこまで決めておりませんの

で、それは平成 22 年度以降の議論ということでございます。それで、学校の施設につきましては、そういった実際の学校が決まった段階では、施設が足りなければ、随時その措置をしていかなければならないというふうに考えております。

新谷委員

この件については、この次また聞きます。

それで、一般質問の中身なのですけれども、17 ページの高島・手宮ブロックに限って私は聞き、資料も出させていただきました。これは、平成 26 年度の学級編成表です。推計ということですが、この素案の 17 ページに書いてある 26 年度の総児童数は 562 人となります。30 人程度で編成された学級の望ましい学校規模から想定した学校数は 2 校で、平均 300 から 350 人、12 学級規模となっています。この 300 から 350 人は、検討し直さなければならぬというふうに言っていましたけれども、12 学級がどういうふうにしてできるのか、具体的に示してほしいのです。

（教育）学校教育課長

来年度から、地域との具体的な協議に入るようになっておりますけれども、その中で統合の組合せやあるいは通学区域の調整など、いろいろな部分の協議が第 1 回目となっております。ただ、その中で、教育委員会としてもいろいろなシミュレーションを示しながら、具体的な内容について協議していくことになるかと考えています。

新谷委員

そうではなくて、ここでこの資料も出していただいたわけでしょう。この人数からして、この素案に 562 人でこういうふう書いてあるわけでしょう。なぜ 12 学級になるのか、具体的に言ってくれということなのです。A 校では二学級ずつで、それが何人何人になるのか、そういうことです。

（教育）学校教育課長

ですから、具体的に例えばどこに統合するとかというのは、その地域の懇談の中で協議されていきますので、それが決まってからとなり、どういう形で編成になるということも含めて協議されていくものと考えています。

新谷委員

ここは 5 校を 2 校にするのでしょうか。祝津小学校、高島小学校、北手宮小学校、手宮西小学校、手宮小学校。その人数は 1 年生から 6 年生まで、これを全部足していくらシミュレーションしたって、それぞれの A 校で 12 学級、B 校で 12 学級になるのは、本当に人数が少なくすれば、それはできますよ。だけれども、今の現行の 40 人学級で、なぜこれができるのですか。

（教育）学校教育課長

まず、素案で示しております 2 校というのが、今、30 人程度で学級を編成した場合に、このブロックでは望ましい学校数ということで示しております。それと、素案に記載しています 300 から 350 人程度という部分につきましては、平成 20 年度が総数 733 人というものから始まっておりますので、その中で 300 から 350 人程度ということで示していますが、本会議の中でも答弁いたしました。26 年度で 560 人、27 年度ではさらに 541 人と落ち込むことが見込まれておりますので、この部分については、検討を要するものとしてお答えしたところであります。

新谷委員

その点は、本当に具体的でなくて、よくわかりません。平成 26 年度というと、これから 5 年後ですから、皆さんも仮に合意ができて、5 校を 2 校にしていよいよですよとなって、その 26 年度になった場合がこういうふうなことだと思うのですけれども、8 年かかるとすると、さらに人数が減って、その中でこういうふう示してある 12 学級規模という、二つの学校でそれは絶対できないことなのですよ。それで、質問の中でも聞きましたけれども、5 校合わせても 2 年生は 70 人、4 年生は 78 人ですよ。どう考えても、これは市費で教員を雇って 30 人学級にして、少ない人数、十何人でやっていくのならまた違ってくるかもしれませんが、それができない。それから、

北海道の少人数学級実践研究授業も当てはまらない。こうなると、ここに書いてあることがごまかしだということになりませんか。

教育部副参事

ブロックごとの想定する学校数の出し方でありませけれども、この高島・手宮地区ブロックということ言えば、先ほど学校教育課長が答弁しましたように、平成 20 年度においては 733 人、21 年度は今の学級編成上では 712 人で、26 年度、27 年度、それぞれ減っていく、そういうことから基本的には子供の数が減っていく地区であることは明らかであります。ただ、今回のブロックに分けて今後の学校数を見ていく、あるいは学校配置を考えていくときに、このブロックで、例えば人数が少ないから 1 校でいいのかと、そういうふうな議論にはやはりなりません。人数で言えば、例えば五百数十人であれば、さらに減っていくという前提であれば、望ましい規模は 12 学級から 18 学級ということで小学校は考えていますけれども、18 学級の規模ならば、数字的には可能かもしれません。ですけれども、今現在、考えている部分については、例えば 40 人で 18 学級、そういうことになれば 700 人ぐらいの規模にはなるのです。可能なのですけれども、ただ、それがこのブロックで、果たしてそういうことで、まず教育委員会として皆さんに示すことが、妥当かどうかも含めて考えなければならぬと思っています。ですから、現在の子供の数、それから 26 年度、27 年度の推計の子供の数、そういった中で 12 学級という数字、学級数をまず提示して、そしてブロックの中での協議に入っていきたいというところが、現在の基本計画の中身でありますので、今、果たして将来的に数字が確保できるのかどうかというのは、また次の議論になるというふうに思いますので、現状では、この基本計画の中でお示しをした枠の中で協議をしてまいりたいというふうに考えています。

新谷委員

私たちは、1 校になるのではないかなといつも言っています。どう考えたって、ここに書いてあることが、二つの学校でそれぞれ 12 学級というのは無理でしょうということですよ。ですから、仮に一つが 12 学級規模としたら、もう一つの学校はもっとそれより少なくなるわけですよ。この人数からして、どう考えたって、30 人学級にしないのだから。30 人程度というのだから、これを 30 人学級にしないで 30 人程度と書くのも、これも本当に不親切な書き方だと思うのです。ですから、やはり 12 学級にならない場合もあるというふうにお話を受けていたほうが、これはいいのではないですか。

教育部長

繰り返しになって大変恐縮なのですが、具体的な議論の中で、12 学級にならない場合というものもあるだろうというふうには思っています。単純に言ってしまうと、平成 26 年度は 562 人で 2 校ですよ。半分にすれば 280 ですよ。6 学年ですから、単純に 6 で割れば 46 人です。46 人は 2 学級になります。40 人を超えていますから。ただ、人数だけで通学区域を決めるわけにはいかないわけです。もしかしたら、すごく広い通学区域になるかもわからない。ただそれは、距離もあるし、地形もあるし、施設の状況もあります。ですから、それは地域と議論していかなければならないのです。ですから、一つの学校が仮に 300 人になると、もう一つの学校は計算どおり 262 人になり、そういった場合の学級編成はこうなりますということを一つずつ話しながら、やはり地域で議論していかなければならないのです。ここで示しているのは、その地区の子供の数と 30 人程度で割り返した場合の学校数ということでありますから。そういうことでこの素案の中身については御理解をいただきたいと思えます。

ただ、おっしゃっているとおり、今現在は 730 人いるにしても、平成 26 年度の推計は 562 人ですから、2 校で割ると 280 人になります。ここに書いてある 1 校 300 人というのは、人数の幅を見ている中の小さいほうの数字ですから、2 校では最低 600 人になり、560 人と合わないというところについては、私どもとしても確かにわかりづらい。ですから、これは計画にする段階では、わかりやすい数字にしていく必要はあるだろうという意味で検討させていただくと、そういうことで本会議の中では答弁をさせていただいたわけです。

新谷委員

確かに 12 学級にならない場合もあるということは、そのとおりだと思うのです。そうすると望ましい学校規模、それは 12 学級以上だと言ってきたことが、ここでもう既にそうではないということが露呈したのですよ。ですから、小さな学校でも、どうやったら子供たちにとっていい教育ができるのか、いい学校ができるのか、こういうことも考えていかなければならないのです。だから、絶対、数合わせで進めることは許されないとします。それから、今、御答弁していただいたことを、次の基本計画にどういうふうに盛り込むのですか。

教育部副参事

現在、この基本計画の素案をもって各地域、42 会場ということでやっております。おおむね半分強の会場を終わりました。それで、素案に対しての説明ということで御質問も多いのですが、その中でもいろいろな意見を出していただいております。これからも説明会を続けますけれども、そういう中で出た意見については、この基本計画に反映させる部分、それから来年度以降の実施計画づくりの段階で反映させる部分、そういったものがあると思いますから、その辺のところを十分検討いたしまして、必要な部分については基本計画に盛り込んでいきたいというふうに思っています。

新谷委員

必要な部分というのが、まだちょっと抽象的でわかりません。まだ説明会もすべて終わっていませんけれども、このように 17 ページに書いてあるようなことが誤解を与えるわけですから、きちんと説明してほしいですし、それから学級編成などの詳細な資料もつけてください、こんなに特別支援学級があるのですから。この子供たちが長い距離を通っていかなければならないというのは、本当に大変なことです。だから、そういうことも考えてもらうような資料にしていかなければならないと思います。そういう点で、説明会で出されたことを、昨年の懇談会でこの学校を残してほしい、こういう強い要望が出たのに、何も素案に盛られていない、こういうことがないように、地域住民の声や、保護者の声をよく聞いて、それを反映させていただきたいと思います。この 2 点について伺います。

教育部長

また繰り返しになりますけれども、説明会は半分ちょっと終わったという段階です。来年度以降、具体的な教育委員会の考えているモデルというか、プランというか、そういうものを示してもらって具体的な話をしていきたいというような意見も出ておりますし、今、委員の御指摘があったように、小規模校のよさや小規模校は地域にとっては大事な施設なのだと、そういった意見も出ております。私ども、もちろんその説明会が終わった段階では、そういった意見も十分踏まえながら、文字どおり計画の中に盛り込むものは盛り込んでいきたいというふうに考えております。ただ、基本的に私どもは学校再編を進めていかなければならないと、そういった立場で素案もつくっておりますし、計画づくりを今後もまとめ上げていかなければならないということでもありますので、その部分については、来年度以降での地区の議論の中でも、引き続きいろいろと議論はさせていただかなければならないというふうに考えております。

新谷委員

最後に、繰り返しになりますけれども、保護者、地域住民の声を本当によく聞いて、できればこの素案どおりやっていきたいのしょうけれども、そうはならない場合もあるということ踏まえてやっていただきたいと思います。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

濱本委員

本会議の代表質問に関連して、何点かお伺いをしたいと思います。

経済危機対策について

まず、経済危機対策に関してですが、政府の経済危機対策には相当なメニューがございまして、例えば小水力発電の普及とか、農林漁業の底力の発揮とか、たくさんメニューがあるわけですけれども、まだ制度設計がきちんとなされていないがゆえに、お金は提示されているけれども、具体的な内容がよくわからないという御答弁をいただいております。そういう中で情報も大変少ないのでしょうかけれども、これらのメニューの中で、自治体対象のものもあれば、例えば協同組合対象のものもあるし、それから企業が対象のものもたぶんあるのだと思うのですが、小樽で生かせそうなメニューがあるのかないのか、あるとすればどんなものがあるのか、お知らせをいただきたいと思います。

（財政）財政課長

今回の経済危機対策の関係でございまして、14兆円という国費ベースの対策がなされております。その中で、都道府県に対しましては、基金造成という形で、全国ベースで14兆円のうちの10兆円を15の基金の積み増しなり、新設なりをなさいますと、そういうような通知が来ております。その中で、6月16日に道議会が開催されて補正予算の提案がなされておりますが、その15の基金うち四つの基金で補正措置が出されております。その中で、地域自殺対策緊急強化基金が道で約3億円、それから何回も本会議の中で出てきますが緊急雇用創出事業臨時特別基金、これが国では3,000億円で、道で約95億円の積み増しの補てん措置が出ています。この95億円は、市町村に全部配るわけではなくて、道がやる部分も入っているのですけれども、こういうふう提案説明されておりますので、こういう事業が確実といたしますか、確率的に高く小樽に関係してくるものと考えております。

濱本委員

制度設計がなされて、情報が入り次第、速やかに対応していただきたいと思います。小樽の経済は、日銀の報告でも大変悪いということになっておりますので、速やかな対応をお願いしたいというふうに思います。

それで、今回の補正予算、大変大型のもので、市内経済にも一定以上の効果があるというふうに考えておりますけれども、事業の発注に関して質問をさせてもらいましたが、その中で国は平成21年度当初予算の執行について、例えば上半期に8割以上などと言っているようですが、小樽市に関しては、今回の補正予算も含めて、できるだけ早期の発注をお願いしたいのですが、努力目標になるのかどうかわかりませんが、それから準備のために時間がかかるので、実際の発注までに相当の時間がかかるでしょうし、季節的な要因もたぶんあるのだと思うと思いますが、その辺のお考えについてお聞かせをいただきたいと思います。

財政部長

積雪寒冷地でございますので、通常であつてもいわゆる外工事関係につきましては、本格的な降雪期を迎える前に工事を仕上げなければなりませんので、昨年度の例を見ても、3月にその翌年度の前倒しで発注する部分を除いて、年度内に完成する工事と言いますと、9月までに9割方は発注するのが通常でございます。

今回の場合、お話がありましたように、それに当初予算部分を加えまして、かなりの発注件数が出てまいりますので、一番懸念しておりますのは発注設計の関係でございます、建設部の特に建築関係の担当の手が足りないということもありまして、所管部のほうでは、現在、他部署に所属している設計のできる経験のある職員を、時間外で応援態勢を組むというようなこともやっておくようでございますので、全庁挙げてとにかく早期の発注ということについては、極力頑張っていきたいということでございます。

濱本委員

そういう発注に関して、人員配置も含めて御努力をされているようなので安心はしますけれども、それにつけてもとにかく一日でも早い発注が実現できるように、その努力をお願いしたいというふうに思います。

それと、市独自の雇用対策事業として、1,760万円が計上をされております。この事業内容からいくと、ほとんどが人件費的な内容だと思うのですが、34名で延べ1,223日分ということになっております。この人件費単価とい

うのは、どういう根拠で積算されているのか、また北海道の最低賃金と比較してどうなのか、そのことについてお尋ねをしたいと思います。

（産業港湾）商業労政課長

今回の市独自の雇用対策事業の件費費の設計についてでございますが、これにつきましては、平成 21 年度の公共工事の設計労務単価というものがございます。これにつきましては、農林水産省と国土交通省が毎年、公共工事に従事する労働者の都道府県別の賃金を、職種ごとに調査しており、その調査結果に基づきましたのが、今回の公共工事設計労務単価でございます。例えば今回の事業の中で、主に労務作業ですとか清掃作業が主体となっておりますが、日給で普通作業は 1 万 1,000 円、軽作業員は 8,900 円、造園工は 1 万 4,100 円となっております。一方、北海道の最低賃金でございますが、今回、上げました労務清掃作業というものが、例えば鉄鋼業ですとか、機械製造業ですとか、そういった産業別の最低賃金にはなじむものではございません。ですから、比べるとすれば、一般的な北海道の最低賃金である時給 667 円がございまして、今回の雇用対策創設事業につきましては、あくまでも雇用対策ということで、そういった清掃ですとか労務者の暮らしを守るということから、この公共工事の労務単価を用いて算定したものでございます。

濱本委員

今、電卓をたたいたら、時給 667 円で 8 時間だと 5,336 円ということで、約 2 倍の 1 日単価ということで、そういう意味ではこの事業によって雇用される方というのは、ある意味、恵まれているだろうなと思います。そういう意味では、本当の雇用対策の意味があるのかなというふうに思います。

市長の御答弁の中にも、今後のこの雇用対策事業は今回限りではなくて、もしかしたらまた追加があるのかもしれないというような含みがありましたけれども、ぜひともいろいろな手立てを使って、本当に先ほども申しましたけれども、日銀も、商工会議所の経済動向調査も、決して明るいものではないので、前向きに御検討をいただき、もしそういうものがあれば、即実行をしていただきたいなというふうに思います。

財務 4 表について

次に、財務 4 表についてお伺いをしたいと思います。

財務 4 表の作成について御答弁をいただいていたのですが、実は財務 4 表というのは、たしか二つのモデルがあると思います。それで、総務省方式改訂モデルと、それから基準モデルというのが二通りあったと思うのですが、短所・長所がそれぞれにあると思いますけれども、その概要について説明いただきたいと思います。

（財政）財政課長

今、委員がおっしゃっているように、総務省の通知では、総務省方式改訂モデルと基準モデル、この二つのどちらかを活用して財務 4 表を策定していただきたいというような内容になっております。

そのモデルの説明でございますけれども、まず、総務省方式改訂モデルといいますのは、今、数年来つくっていきます決算統計という決算物があります。こういう統計物などは、こういう資料を活用して、資産なんかもとりあえず開始年度は売却可能資産を評価して、それ以外の資産は推計しているというスタイルで、その後、その他の資産については、評価をそれぞれ実施していった精ちにしていく、そういうスタイルが総務省方式改訂モデルというのがあります。これは簡略なスタイルです。

それからもう一つは、基準モデルというものがございます。これは、すべての資産について当初から評価して、さきの総務省方式改訂モデルのように売却可能資産だけではなく、その他の土地とか建物とか物品とか固有財産すべてを評価して、財産台帳を整備していくというふうなスタイルがあります。これにつきましては、貸借対照表の作成など、当初から過大といいますか、相当な労力が必要になる、こういうことが二つございます。

濱本委員

要は、こういう財務 4 表をつくることによって、今年は初年度ですけれども、経年変化、何年かたつことによっ

て、例えばバランスシートを見ると、小樽市の財政というのはどういうふうに変化しているのか、そういうのがたぶんよくわかるのだらうというふうに思います。今まででも決してわからないわけではなかったとは思いますが、よりわかりやすくなるのかなというふうに思いますけれども、例えば私が理解する効果よりも、実は市役所の財政の方々が、これをつくることによって、いわゆるプロフェッショナルとして把握しやすくなる、経年変化を見ることによって将来の見通し、もっと言えば予算を組む上にも例えば効果があるとか、そういうような効果の部分についてはいかがでしょうか。

（財政）財政課長

いわゆる我々の一般会計の会計方式である、官庁会計に企業会計方式ということプラスして、新たな視点で市の財政が見えてくるということがあると思います。それで、今、委員の御指摘のとおり、経年変化での市の動き、昨年度はこうだった、今年度はこうだった、そういうような動きも見えるというのも一つでございますが、同じような財務諸表を全国の団体でもつくるわけですから、他の団体の比較として、小樽市の状況が把握できる、こういうメリットもあるというふうに考えております。

濱本委員

小樽が財政危機だ、財政危機だというふうに言われております。市民の方々もある意味心配されているし、当然、企業経営者の方も心配されています。そういう中で、わかる人に見せるためには、今の小樽市の財務諸表ではなかなかわかりにくいものがあります。そういう意味では、よくこの小樽市の財政を御理解いただく上でも、私は結構重要というか、価値のある作業かなというふうに思っています。

それで、今、財務 4 表をつくるためにいろいろと作業をされているのだらうと思うのですが、今後、具体的にどのような作業があるのですか。例えば、鹿児島県鹿屋市なんかは、かなり詳細なタイムスケジュール表をつくって、この年の前期にはこういうことをやる、ああいうことをやる、例えば財産内訳書を固定資産とそれから償却資産とに分類するとか、売却可能資産と売却不可能な本当にストックしておかなければならない資産に分けるとか、当然そういういろいろな作業があると思うのですが、今後の具体的な作業についてお聞かせをいただきたいと思います。

（財政）財政課長

本会議でも市長から答弁いたしましたように、今年じゅうにはこの財務 4 表を策定して公表したいというふうに考えております。

それで、具体的なスケジュール、作り方でございますが、まず基礎となるのは平成 20 年度の決算、これが基礎となりまして、今、決算については、分析集計作業をやっているところでございます。それから、昨年度もそうでしたが、財政健全化法の 4 表、この関係も財務 4 表をつくる上では非常にベースになるものでございます。この 4 表をつくりまして、一般会計以外の他会計の状況の把握ですとか、あと実質公債費比率というものが 4 表の中にありまして、それから将来負担比率、こういうもので将来にわたる小樽市全体の負債というものが見えてきます。その後、ちょっと懸案になりますけれども、今度、資産のほうをいろいろ見ていかなければだめだということで、12 月の作成公表に向けまして、こういう資産の整備、売却可能資産やそれ以外のもの、そういうものの整理をして作成、公表をしたいというふうに考えております。

濱本委員

財産内訳書のことも議会の中で指摘がございました。この財務 4 表をつくる上で、あの財産内訳書も大分変わってくるのかなというふうに思っております。そういう意味では、今、12 月というお話を聞きましたが、財務 4 表に期待をしておりますので、ぜひともよろしくお願いをしたいなと思います。

病院経営と新病院のビジョン策定について

次に、病院のことについてお伺いをしたいと思います。

平成 20 年度決算の見込みについて御答弁をいただいております、改革プランの収支計画と比較して、最終的に

20 年度の収支計画の内容については達成をしたという御見解でありました。その中に、収入は減りましたと。けれども、経費を圧縮したので最終的な損益の部分は、改革プランの数字を、目標を達成しましたというお話だったのですが、その中で 1 億 900 万円の経費の抑制ということで、それについては材料費等々という御答弁でしたが、具体的にこの内訳について、お聞かせをいただきたいと思います。

（経営管理）管理課長

ただいまの平成 20 年度の決算見込みと改革プランとの比較で、費用の減ということでございますけれども、改革プランの数字の収入のほうも患者数の減を見込んだことと、あわせて支出のほうも患者数の減を見込んだ形になっておりますので、それとの比較を見てみますと、薬品費については、収入も支出のほうも患者数の減を見込んでいたということで、結局それほど減にはなっていないという状況になっておりまして、材料費が 9,300 万円ほど節減できているのですが、このうちの大部分は薬品費ではなくて、診療材料費が大きな要素となっております。細かいその内容につきましては、今の時点で精査はできておりませんが、やはり細かい節約の取組の積み重ね、これが効果を表しているのではないかというふうに考えております。

それと、経費のほうも改革プランとの比較では大体 6,000 万円程度、圧縮を図れているとなっております。この大きなものは燃料費でございまして、燃料費の単価が 12 パーセント程度、落ちているということがございます。それとともに数量につきましても、14 パーセント程度、節約できておりますので、これにつきましては、患者に影響を与えない程度に、やはり節約を図っていくことが効果を表しているものというふうに思っております。費用の中では増減はございますけれども、大きな部分としては、この材料費などの経費が主要な部分として上げられるということになります。

濱本委員

大変不勉強で申しわけないのですが、薬品費はわかるのですが、診療材料費というのは具体的にどのようなものを指すのか、お聞かせをいただきたいと思います。

経営管理部次長

薬品費というのは、おわかりのとおり、患者に出して持って帰っていただくものですが、材料費というのは、小さいものであればガーゼから、大きなものであれば心臓の手術に使う人工心臓とか、そういう薬以外の診療に係る材料ということでございます。

濱本委員

わかりました。そこで 9,300 万円圧縮ができたこと、そういう意味では、実際の診療に問題がなくこのぐらいできたというのは、相当努力されたのだらうなというふうに思います。

次に、いわゆるこの改革プランの少なくとも収支計画を、このプランどおりに進めていかなくては、次のステップであるいわゆる新築統合はできないと私は思いますし、もっと言えば改革プランが達成できたから、そこから新築統合のプランをつくり始めましょうということでは、たぶん手遅れになるのではないのかなというふうに思っております。

この経営の改善を進める上では、御答弁にもありましたけれども、この経営戦略会議の役割というのは相当重要なものがあるのだらうと私は理解しているのですが、この経営戦略会議の構成は何人ぐらいで、それからどのような職種の人たちで構成されているのか、またこれはできてから 2 か月余りだと思っておりますが、この間にどのようなテーマで何回ぐらい会議が開催されているのか、わかる範囲で結構ですけれども、お知らせをいただきたいと思っております。

（経営管理）管理課長

経営戦略会議のメンバーということでございますが、まず、並木局長、それと両病院の院長、総看護婦長、事務室長、それと経営管理部長が入っております、事務局は経営管理部管理課ということになります。

今までの経営戦略会議での中身、取組ということでございますが、基本的にはやはり経営改善ということで精力的に議論をしているわけですが、今までの取組としましては、職員の配置ということで、必要な人員を必要な箇所に配置するという考え方で、具体的には例えば小樽病院の診療情報管理士を年度途中にもかかわらず、採用試験を実施するというような取組を進めております。その他の職種につきましても、必要な部署に必要な職員を配置するという方法で決定をして、実際に取り組んでいるところでございます。

それと、回数なのですが、今まで 5 回開いておりまして、基本的には月に 2 回程度開催しているという状況になっております。

濱本委員

会社で言えば取締役会というか、プロジェクトチームなのか、企画会議なのか、いろいろな言い方はあると思うのですが、間違いなく病院経営の上での司令塔というか、戦闘指揮所みたいなところなのだろうと思うのです。この 2 か月間で 5 回も開催されているという部分では、たぶん中で白熱した議論もあるし、私は相当一生懸命、運営をされているのだろうと思います。出だしの部分ではなくて、これからはずっとこういう会議が、単なる会議のための会議ではなくて、実のある会議で運営をされていってほしいというふうに思っております。

それで、この病院の新築統合の部分に関して、いろいろ本会議の中で市長からも御答弁をいただいているのですが、その中で新病院のビジョンを策定しなければならないと、そういうお話があったかと思えます。当然これには、例えば再編・ネットワーク化協議会の一定の結論を待たなければならない。それから、改革プランの進行の度合い、それからいわゆる小樽市本体の財政健全化計画の収支計画も当然見ていかなければならない。これを見ないと、このいわゆる新しい病院のビジョンは策定できないということだろうとは思いますが、例えば財政健全化計画の収支計画も達成できると。改革プランの収支計画も達成できるということを前提に、もう新病院のいわゆるビジョンをある程度固めていかないと、それまたたぶん診療科目や規模や、それから場所も含めて考えていかないと、手遅れになってしまうのではないのかと思うのです。

今いる医師の皆さんも、例えばこの先に新しい病院があって、その病院ができることを望みながら、今いるという状況だろうと思うのです。それがあつて、いつまでたつても絵にかいたもちどころか、空気みたいな状況であると、いや、それでは違う病院に行きますし、また新しい医師もたぶん入ってこないのではないのかというふうに思うのです。

市長の御答弁では、やはりある程度の結論を見ないと、なかなか手をつけられないのだということでございますけれども、ここはそういうひとつ見なければならぬことが必ず達成される、また石にかじりついても達成するのだという意気込みで、新病院のビジョンというものをある意味、早急に策定することが必要だろうと私は思うのですが、その点についてはどうでしょうか。

経営管理部長

市長が本会議で答弁しておりますように、やはり再スタートを切る条件としては、一般会計の面や起債許可のめど、現在の病院の経営のめどということが一つありますし、一方で委員のおっしゃるとおり、やはり病院局長が新しく就任されて、両病院の院長とともに大学へ今行ってすぐ医師をくれと言って、くれるような状況ではないので、基本的には来年度の体制を目指して、できれば年度途中からでもと盛んに言っていますけれども、その過程の中でやはり市立病院がどうなるのと、そういうことがやはり見えてこないと、なかなか若い医師も行きたがらないし、大学としても送れない。一方、今いる医師の中にも、この先どうなるのだということを抱えておりますので、逆に言うと一定のビジョンを示さないと、また病院の経営改善につながらないという、どっちが先かと、そういうようなところは実際あると思います。

当然、再スタートの判断というのはあるのだと思いますけれども、それまでにおいても、再編・ネットワークのほうでは、病院局長が、今、座長をやっていますけれども、基本的には新病院というものを念頭に置いた議論をや

ることになります。再編・ネットワークで新病院の構想をつくるわけではありませんけれども、そういう議論をやっていく中で、一日も早く新しい病院の姿というものをまずかいていきたいということで進めておりますので、委員のおっしゃるように、どっちが先かということではなくて、同時に進めていながら、一日も早い再開に結びつけなければならないというふうに考えております。

濱本委員

本当に市民の方々も、あの老朽化した病院の姿を見たときに、心を痛めている。それで、新しい病院が欲しいと思っています。確かに財政的な問題もありますし、費用的な問題もありますから、いろいろなお考えはあるとは思いますが、少なくとも今の病院ではなくて、新しい病院が欲しいと思っていることだけははっきりしているわけですし、医師も、看護師も、今の場所よりは、やはり労働環境の、それから仕事のやりがいのある新しい病院が欲しいのだろうというふうに私は理解しております。いつまでとは言いませんけれども、ぜひとも早急に新病院のビジョンを策定していただいて、次の第一歩を踏み出していきたいというふうに思います。

大竹委員

塩谷の道路について

昨日の一般質問にかかわる橋の関係で、これは予算にもかかわる問題だろうと思っておりますので、この場でさせていただきます。

そこで、建築指導課にお伺いいたします。建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号という位置指定道路、それと 2 項道路、これについて、たしかこの道路については 2 項道路であろうという考えを持っています。それで、位置指定道路でなくてもいいというためには、何が条件だったのか、お知らせください。

（建設）建築指導課長

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の位置指定道路につきましては、新たに道路を築造して、建築基準法上の道路として認める場合について指定をするものでございまして、もともとあった道路についてのものではなく、新たに作るための位置指定道路ということでございます。

同法第 42 条第 2 項の道路につきましては、この法律の施行の際に現に存在していた道路で、建築物が建ち並んでいる、そういったもので幅員が 4 メートル以下の道路が 2 項道路というふうに言われております。

今、問題になっております道路につきましては、法律の施行時にあった道路としても一つ、第 42 条第 1 項第 3 号道路、通称、既存道路と言われているものがございます。これはもともとあった道路で 4 メートル以上の幅員があるものをこの既存道路と呼んでおりますが、今の道路については 2 項なのか 1 項 3 号なのかというのは、ちょっと幅員の関係があるので非常に微妙なところなのですが、いずれにしても建築基準法上の道路というふうには思っております。

大竹委員

今、その既存道路の問題が非常に大事なのですが、それはいいです。

それで、昨日も一般質問で質問したのですけれども、これは塩谷村当時、村道という形の中であって、2 項道路あるいは既存道路という形になろうかと思うのですけれども、所有権が小樽市に帰属されたと思うのです。だから、橋の前後の土地は、ほんの一部の民地もありますけれども、所有者は小樽市となっていると思うのですけれども、その辺はどうお考えですか。

（建設）建設事業課長

当初の塩谷村の道路の調書を調べてみました。昭和 26 年の認定路線調書というのがございまして、それを調べた結果、この道路については、村道に該当していないということであります。そしてまた、昭和 33 年に、塩谷村と小樽市が合併しましたが、そのときの合併に際してのその帰属の書類というのは見つかっておりません。現在、平成

21 年 6 月現在、道路法上の道路ということには、なっておりません。

大竹委員

橋を除いて両サイドが小樽市の土地である、一部、民間がありますけれども、そうであるということは間違いありません。

（建設）建設事業課長

海側が市の住宅の用地、それから一部河川敷地が入って、民地も入ります。そのまた山側に、道路用地としての敷地があるところで、中に民地とか河川敷地が増えておりますが、その外側には市有地がございます。

大竹委員

建築指導課長に伺いますけれども、橋がなくなったとするならば、今言われている、要するに建築するに当たった道路という認め方はできませんね。

（建設）建築指導課長

今この道路につきましては、両サイドが市道に通り抜けができる道路になってございます。その橋がなくなることによって通り抜けは不可能なのですが、どちらか一方に抜けることができるということでございます。建築基準法上は、建築物の敷地が道路に接道しなければならないという規定がございます、それに違反するようなことがあれば問題が出てくるのですが、この橋がもし道路でなくなったとしても、この橋に接している敷地がございますので、建築基準法上は特に問題が出てこないということになります。

大竹委員

橋がなくてもいいということでもいいのです。それは建築基準法上、建築できるということになるのです。

（建設）建築指導課長

あくまでも建築物の敷地は、建築基準法上の道路に接しているということでございますので、その基準法上の道路として今の道路につきましては、橋がなくても片側で市道に抜けることができます。そうしますと、緊急車両ですとか、そういったものの出入りをすることができますので、建築基準法上、違反かと言われると、その分については違反にはならないということでございます。

大竹委員

それで、整備された海側といいますか、市道側の用地が修理されて拡幅されていますけれども、現状あの道路の幅員は何メートルありますか。

（建設）建設事業課長

現在、有効距離は 4 メートル前後ぐらいの幅員となっております。

大竹委員

はっきりした数値をお願いします。

（建設）建設事業課長

上のほうと下のほうで幅員が違ってまして、4 メートルあるところもあれば、上のほうの市道に接続しているところは、もっと広いということで 4 メートル前後ということで、代表幅員ということはちょっとわかりません。

大竹委員

4 メートル以下の部分はないということで理解してよろしいですね。もし 4 メートル以下だとするならば、その用地は今言われた建築基準法上の公道の幅員を満たしていないと。あるいは 4 メートル以下とすると、別な意味で許可をとらなければならないということになりますね。

（建設）建築指導課長

既存道路の部分、法の施行時にありました道路で 4 メートル以下の場合につきましては、次の建築をする際に、その道路幅 4 メートルを確保していただいて建築制限をかけるということでございますので、道路中心線から 2 メ

ートルセットバックして建物を建てていただくということになります。

大竹委員

今の話は、建てるに当たってのことで、そこへ通じる道路の話ではないでしょう。

（建設）建築指導課長

現在、4メートルに満たない幅員であっても、現在の建物が建っている分には、既存建築物については、法規制はかかってきません。新たに建て直すときに、4メートルの幅員を確保するために、センターから2メートルセットバックしていただくという規定になってございます。

大竹委員

済みません、何度も言いますけれども、そこに通じる道路の話です。ですから、建築するに当たって接している公道の話ではないです。それまで行く間の道路の問題です。

（建設）建築指導課長

道路につきましては、ある一定の距離がございまして、そこに建物が面して建っているということで、その幅員が4メートル以下の場合については、建替えごとに1軒ずつ下がっていただいて、最終的に4メートルの道路を確保するということが規定になっておりますので、そこに通じる道路が3メートル以下であっても、とりあえずその前面の道路について、4メートルを確保していただくというのが新築時の規定になってございます。

大竹委員

委員長、同じことを聞きたくないのですけれども、答えが違っていますので、委員長のほうで整理してください。

委員長

取付け道路の話ではなくて、道路の話になっているので、答弁をお願いします。

（建設）建築指導課長

申しわけございません。取付けの道路のその部分については、現状のまま問題ございません。

大竹委員

要するにこの問題については、以前、村道があって、そこに人家があり、村営住宅もあった中で、生活道路として使われた道路、今、一番問題になるのは、その道路がなくなることによって、今まで使われていた生活道路について、通行権があるなしの問題は最高裁でいろいろ判断が分かれていますけれども、それを公的なものが持っているその橋という道路を封鎖するということは、これはできないことだと私は思っているのですけれども、それを小樽市自体がやめてしまうということが民法上も含めて可能だとするならば、どこの条項の中にそのようなことがうたわれているのか、教えてください。

建設部副参事

今、委員からの御質問でございしますが、冒頭に村道ということのお話がございましたけれども、先ほど担当の者が説明いたしたように、我々が持っている資料の中では、ここが村道であったということはございませんということで申し上げました。私はそういう認識でございします。あくまでも村道ではなくて、当時の村の施設であるということはちょっと可能性ありますけれども、道路法に基づく村道の認定ということの事実は、我々としては確認しておりません。

通行止めしたことにつきましては、昨日も一般質問の答弁の中でもありましたけれども、これは危険であるということで、地域住民からもこのような通報がございまして、それを現地で確認して、行政としてこれでは危ないということで緊急避難的にそこを皆さんに周知する形で行った工事でございます。

大竹委員

大分話が違うのですよ。通行止めにするということではなくて、それをなくすることができるかということです。利用している人がいて、それをなくすることができるのですかと聞いているのです。

建設部長

繰り返しになりますけれども、ここの部分を通行止めにしたということについては、今申し上げたとおりの理由でございますので、道路をなくするとかうんぬんという次元の話をしているわけではありません。

それで、今、委員のおっしゃっているような道路の通行を確保するというのであれば、我々是一方の代替ルートの整備も一応させていただいております。そういった中で、地域の住民の方々生活を維持するというについては、市としても一定の努力を払ってきたと、そういう経過がございますので、あの橋をなくするうんぬんということではなくて、トータルで見まして我々としてもできる限りのことをしてきたと、こういうことを申し上げさせていただきますきたいと思います。

大竹委員

大分その辺の考え方について、私の考え方が間違っているのかもしれませんが、普通、道路と考えたら、その道路というのは 1 本になっているものだろうと思っているのです。この上に橋があるのではないかと思います。それが 1 本ではなくて、橋があるから別々でありますということは、どうも理解できない部分がありまして、これ再度またいろいろと法律も引っ張り出してこなければならないと思いますけれども、今言えることは、塩谷村から小樽市に移管されるに当たって、財産の移管がされたということがあります。いや、されていないですか。橋の前後の道路用地も小樽市の管轄ではないのですか。

建設部長

先ほど申し上げましたとおり、その当時の記録でいくと、塩谷村から引き継がれた村道の中には、ここは入っておりません。そのときの図面というのは、昭和 26 年当時の村道の位置づけを、33 年当時の合併のときに当時引き継いだものでございますけれども、そのときの台帳では、村道ではありません。その後のことを考えると、村営住宅があって、その部分については、合併の当時、村営住宅と土地は引き継ぎました。それから、もう一方の側の道路用地と言われているものは、54 年当時にそこに開発行為がありまして、そのときに開発行為によって生じた道路用地については、その開発者のほうから市のほうに帰属があったということでございます。そういった時系列の中で言うと、村道として小樽市が市道として引き継いだという事実はございません。

大竹委員

そういうようにして、村から小樽市が受けたのでないと。

もう一つ、だから後で考えていただきたいと思うのは、今、取付け道路的につけた道路、これは当時がどのぐらいの幅員であったか、今のどういう状況であったか、ほとんどけもの道的な道路が、歩道という形の中でついていたと私は記憶しているのです。そういうことを考えますと、幅員があるような状況でなく、かつまた村営住宅にしてみても、ここで建築基準法上も時期の問題もありますけれども、本質的に考えますと、その道路自体はすぐ近隣に工場がありまして、工場の住宅もそこに建っていたというようなことが古くからありまして、そういうような状況の中ですから、道路管理者ではないと小樽市はおっしゃるのですけれども、これで昭和 60 年当時、市が橋の一部を補修したということが、現実には昨日、御答弁されていますよね。そうすると、何ら小樽市がこんなことする必要がないものに対して補修したのですかという話にもなってくるのですよ。そういう話ではなくて、いくらそういうことがあろうとも、市民の生活上の便宜も考えて、いろいろな手だてをするのが行政であるということではそれはわかりますけれども、こういうふうな中で、今も同じような形の中で、それに向けて前向きに対応していただけないものかというのが最終的な私の言い分でございますので、その辺をどう考えてこれから対処していただけるかということをお聞きしたいと思います。

建設部長

今、委員からもお話がありましたように、我々としても、そこに住まわれている方の生活を守っていくというのが基本でございますので、いろいろな方法があろうかと思っておりますけれども、現状でとれる対策としては、既存の我々

が整備をした部分のさらなる改善等々については、その地域の方々の御意見をお聞きしながら、今後進めてまいりたいというふうに思っています。

委員長

それでは、自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

千葉委員

代表質問に関連をして、何点が質問をさせていただきたいと思います。

バナー広告と官公庁オークションについて

初めに、歳入の確保について質問をさせていただきました。この中で、市営住宅の駐車場の目的外使用について質問をさせていただいていますけれども、ぜひ取組をお願いしたいということを最初に申し述べておきたいというふうに思います。

あと、歳入増に結びつくさまざまな新たな取組ということで具体案が今のところはないというお話でしたので、現在行われている中から、若干お伺いしたいというふうに思います。

ホームページのバナー広告の状況なのですが、ホームページも新しくなりまして、私も興味を持って見させていただいております。九州にいる友人からも、非常に変わったということで、すごく充実したねという声も届いているのですが、ただ、見るたびにバナー広告のあきの状況が若干目立っていると感じておりまして、現在のこの利用状況については、どのようなふうになっているのでしょうか。

総務部次長

今、ホームページのバナー広告の利用状況でございますけれども、このバナー広告は、平成 17 年度から実施をしております。年度途中ということもございまして、その年度の月ごとの平均の広告枠で答えさせていただきますが、平成 17 年度で 6 枠、18 年度で 6.6 枠、19 年度で 7 枠、20 年度で 7.8 枠、今現在は 3 枠という形で、今年の年度がわりになってから半分といたしますが、ちょっと寂しい状況となっております。

千葉委員

企業の状態もありますので、非常に寂しい状況であることは確かでありますけれども、やはり先ほど財政のお話の中にもありましたが、経費の細かい削減はもちろんなのですが、やはりこの歳入の面に対しまして細かい取組が非常に重要だなというふうに感じています。このバナー広告に対しましては、今後どのような取組がなされていくのか、お答えください。

総務部長

バナー広告の関係については、努力をしているのですが、なかなか厳しい状況にあると思います。あと、広報誌の下にもずっと広告を入れていまして、そのほうが安定的にあいていることがないのですが、そんな形でもやらせてもらっております。それから、今年からそれぞれの職員の給与明細書の裏に、実は広告を入れました。これも公募をして、道内ない銀行なのですが、かなりの高額で入札をしていただきまして、現在、職員給与明細書の裏に広告が入っております。そんなこともやっています。地道に少しずつというふうに思っています。

千葉委員

ぜひ積極的な取組をお願いしたいのと、そういう申込みを待っているだけではなくて、小樽というネームバリューがありますので、小樽の中にも元気な企業はあると思うので、ぜひ積極的な売り込みをお願いしたいというふうに思います。

もう一点、歳入の確保ということで、4月にインターネットのオークション公売が行われたというふうに記憶しているのですが、この内容について教えていただけますでしょうか。

（ 財政 ） 納税課長

このたび、4 月から 5 月にかけて、今、委員がおっしゃいましたインターネット公売を納税課で行いました。これにつきましては、今回、市内の市税滞納者より差し押さえた動産というか物品なのですけれども、インテリア壁かけ絵皿とか、タカの置物とかがあるのですけれども、この 6 点ほどを 1 点 1,000 円ぐらいの見積価格で、インターネットオークション、ヤフージャパンの官公庁オークションというのがありますので、そこに申し込んでおりましたので、入札をかけました。最終的に 6 点全品が落札されまして、最低価格が 1,000 円から、最高価格 2 万 5,600 円の値がつきまして、合計額 4 万 7,390 円ということで換価されましたので、一部諸経費を引きまして、その滞納者の市税に充当しております。

千葉委員

実は私もそのインターネット公売の画面を見させていただいたときに、タカの置物などが、実際売れるのだからと心配もあったのですけれども、全部落札されたということで、非常によかったというふうに思っております。このインターネットオークションの取組なのですけれども、今後も続けていくというお考えなのかどうかということと、実際に今現在、差押えの物品というものはあるかどうか、教えていただけますでしょうか。

（ 財政 ） 納税課長

今後、ヤフーオークション自体が 6 回ほど官公庁の公売をやる予定になっているのですけれども、今、第 2 回目としまして、小樽市としては 8 月の入札に向けまして、また何点か差し押さえをしましたので、これは充当でき、滞納者のためにもなりますので、準備を進めております。

それと今後につきましては、滞納額の解消の手段の一つとしまして、このインターネット公売を利用していきたいというふうには考えております。

千葉委員

今、滞納者のためというお話があったのですけれども、その物品の値段というか、価値というか、それを判断する方というのは、鑑定士なのですか。要は、向こうから提出されたものを、これをオークションに出してくださいということで受け取るのか、それとも行政側から、これとこれは差し押さえますよということで行われているのか、その辺についても若干教えていただけますでしょうか。

（ 財政 ） 納税課長

鑑定というか、値段の決め方につきましては、今回は、大皿が多かったのですけれども、私たちでは真がんというのはいけませんし、ホームページに載せるときにも真がんや鑑定はやっていないということで、官公庁オークションで類似出品物を見まして大体の値段をつけたということです。大体 1,000 円ぐらいから始まっていますので、これが本当に鑑定書なりがついているものがあつた場合には、それなりの値段はつけられると思うのですけれども、今回のオークションのものにつきましては、そういうものがなく、ただ、大皿でしたので、こっちのほうで例えばこれの底のほうに名前はついていましたけれども、これがそうしたら本当かどうかというのを私たちはわかりませんので、それを鑑定するということになると、それなりの鑑定料なりを払わないとだめですし、あとおおむね全国のそういうところを見ていると、ある程度、市の職員の方が価格をつけていることが多いので、うちのほうでも鑑定はちょっとできませんので、類似品を見て一定 1,000 円で始めています。

（ 財政 ） 税務長

ちょっと補足させていただきますけれども、まず、差押えに当たりましては、その方の滞納税額によって差し押さえているわけではなくて、交渉などへ行って、家の中を見させていただきまして、本人と協議をしながら、これを出品させてください、そういうような交渉を行いながらやっております。

それで、今、納税課長が答えたのは、1 点 1,000 円当たりということは、大体先ほど申しましたとおり、官公庁の中の類似の関係でやっておりますけれども、高額なものといいますが、そういう鑑定があるというのがあります。

たら、その場面によりますけれども、本来の鑑定士の鑑定が必要になるかということもあります。ただ、そういった場合にもかなり難しい面がございまして、本人にも同意を得て本物ということで鑑定士に何十万円もかけて鑑定してもらったら、にせものだということで、逆にマイナスの面も出たという話も聞きます。それはそれなりにして、その場によって鑑定士の鑑定をするなら、そういうものも含めながら今後進めてまいりたいと考えます。

千葉委員

そんな滞納者の方にも配慮した差押えであっていただきたいというふうに思います。

外国人観光客に対する取組について

次に、観光についても何点か質問をさせていただきます。

中国からの旅行者の方への積極的な取組ということで若干質問させていただいているのですが、その御答弁の中で、中国人の富裕層に向けた積極的な誘致活動が必要であると認識をして、本市としましては、現在、北京の結婚式企画会社に対して、本市での挙式と観光を組み合わせたツアーの商品化を提案しているということでした。この内容なのですが、中国のほうには、この結婚式企画会社に対して提案しているというところで、なぜこういう提案が出たのかということをお聞きしたいというふうに思います。

（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

中国の北京の日系の結婚式企画会社に対する本市の結婚式を含めた観光ツアーの企画の売り込みについてでありますけれども、4月15日の新聞記事がございまして、その中で、北京の日系の結婚式企画会社が結婚式を北海道で挙げ、その後、カップルの方とそれについてくる家族の方々が道内を回るというツアーの販売を開始したというような記事がございまして、その中に小樽のコースもあと書いておりましたので、どのようなコース内容になっているかというのを中国サイドのほうに確認させていただいたところ、今まさに企画をしている段階だというお話を伺いましたので、小樽の持つ結婚式場でのプランですとか、ロケーションなどを紹介していく中で、こういうようなツアーの取組を本市でできないかということで、売り込みを現在、図っているところでございます。

ハワイで日本人が挙式をするのと同じ感覚で、中国の方が北海道に来て挙式をするというのも、十分、魅力のある商品だというふうに聞いておりますので、そういう中での取組の一環というふうに考えております。

千葉委員

今、提案をしているということなのですが、その実現の見通しというのはどうなのでしょう。

（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

市といたしましては、こういうようなホテルがありますとか、挙式場があるとかについては、十分、中国側のほうに情報提供を差し上げているところでございますけれども、いかにせんツアーを企画して販売ということまで至りますと、各宿泊施設や挙式場等の料金の交渉ということがついてきますので、料金体系などを含めて引き続き情報提供を行っておりますので、ツアーとして中国側のほうで魅力あるものにできるのであれば、実現していくのではないかと考えております。

千葉委員

今おっしゃったように、日本人がハワイで結婚式を挙げるような形で、中国の方が北海道で結婚式を挙げるのが理想というか夢であるという話があり、そのニーズを感知するというか、そういうことが非常に大事だなというふうに思っているのですが、中国人が訪日する動機といいますが、その辺のニーズについては、どのようにとらえていらっしゃるのでしょうか。

（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

中国からの訪日観光客につきましては、今までの動向ですと、個人ビザが解禁していなかったということもあって、団体旅行が主でございました。そういう中では、テレビなどの報道を見ますと、買物ツアー的なツアーが非常に多く設定されて今まで取り組まれておりますので、主には買物というニーズでやってきておりましたけれど

も、7月1日から個人ビザが解禁されるという中では、今まで団体旅行のツアーでしか動けなかった日本旅行の楽しみ方を、例えば買物以外にも、歴史とか文化ですとか、あと自然体験などを含めて、さらなるニーズが広がっておりますので、細かいニーズ調査はなかなかまだできませんけれども、今後、個人ビザが解禁することによって、今まで以上に多様性を持ったニーズができてくるのではないかというふうには考えております。

千葉委員

中国の旅行者の方が日本に来ている動機は今お話があったように、一番が買物ということで、本物を手に入れられるということで日本に買いに来る方が非常に多いというふうには伺っています。あと、2番目に挙げられるのが、文化とか歴史施設を見たいですとか、また3番、4番になると、温泉だとか自然に親しみたいというニーズが非常に今のところ多いということで、小樽の地形を考えますと、買物といえば札幌でもさまざまなブランドもありますし、今、道東が中国人の方に非常に人気があるということで、あそこまで壮大な自然はないですけれども、積丹ですとか、オタモイ海岸ですとか、非常に魅力ある自然もこの近郊にはたくさんあるということで、ニーズを把握するのが非常に大切だと思います。

これから現地でのニーズを聞き入れる取組とありますが、この御答弁の中でも、当市の観光PRにつきまして、上海中心に物販施設を開設するというお話もありましたけれども、この中ではどのような取組をされていかれるのか、お聞きしたいというふうに思います。

（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

先ほど委員がおっしゃったとおり、市長答弁にもございましたけれども、本年8月には、中国と小樽港を結んでいる定期コンテナ航路を運行している神原汽船が、上海の中心部に物販施設を開設するというところでありますので、そういう拠点が一つできたということは、本市が今後、中国に向けてニーズを把握する上でも非常に大切な拠点となり得るというふうに考えておりますので、その場所などの利用、あと観光のニーズなどの把握などに努めるような動きが十分できるような形の取組を、神原汽船のほうとも話し合ったいというふうに考えております。

千葉委員

訪日外国人の旅行者受入れに関する意識調査の件でも若干お伺いをしたのですが、御答弁の中で外国人の受入れをしたとされる、宿泊があったとされる施設の割合を質問させていただきました。ホテルということで13施設中12施設という御答弁があったのですが、その他の宿泊施設に関連してはどのような状況になっておりますでしょうか。

（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

ホテル以外の外国人の宿泊実績についてでございますが、旅館につきましては、回答のあった12施設中10施設、また、ホテル、旅館以外のその他の宿泊施設につきましては、18施設中10施設が外国人の宿泊があったというような実績になっておりまして、ホテルの13施設中12施設を合わせますと、43施設中32施設が外国人の宿泊の実績があったという形になっております。

千葉委員

この課題などについてということでも質問させていただいているのですが、外国人旅行者を受け入れるに当たっての課題ということで、ソフト面では、フロントなどでの外国語対応をはじめ、生活とか文化の違いうんぬんということで御答弁がございました。ホテルですとか、ある程度の規模のある宿泊施設というのは、人員的にそういう外国語の対応の人員を雇い入れるとか、対応は可能だと思うのですが、やはり小さい旅館ですとか、経営者自身が従業員として働いている、そういう施設というのは、なかなかこういうソフト面での対応が難しいのではないかなというふうに思っています。それで、何とか行政として、これからそういう課題に対しまして何か取組はできないのかなというふうに考えているのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

外国人受入れに対するソフト面の部分につきましては、委員のおっしゃるとおり、小さいところではまず外国語の対応の部分から、なかなか難しいという部分もございますけれども、聞いている範囲内では、宿泊施設、ホテル、旅館、その他の宿泊施設を含めて、外国人を受け入れたくないというようなお話は聞いておりませんので、そういう姿勢の部分ではまず一つクリアできているのではないかとこのように考えております。

具体的に行政として何が出来るかという部分でございますけれども、外国語対応のほうは、施設施設でなかなか難しい面もございますが、日本政府観光局（J N T O）のほうにホームページの中で「外国人（観光）客のおもてなし満足度UPポイント」という形で、外国人の接遇に対する心構えですとか、外国人接遇に対するあいさつ、宗教的な儀式の注意事項、あとコミュニケーションのとり方など、そういうようなことを紹介しているページもございますので、そのようなものを参考にさせていただくようなことで、少しでも外国人に気持ちよく泊まっていただくということも可能かと思っておりますので、その辺の情報提供などに努めていきたいというふうに考えております。

千葉委員

ぜひそういう取組をお願いしたいのですが、経営者側の状況として、やはり言葉の壁が大きいのかなというふうに思っています。部屋に置いてある施設の案内ですとかを翻訳するお手伝いが、行政でできるのではないかなとか、また宿泊客と経営者側の会話の内容を、何か一本の電話でホットライン的なそういう観光施設かどこかに1人常駐させて、何を話しているかというやりとりができるような、そういう配慮など、ぜひできないかなというふうに考えておりますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

外国語対応の部分につきましては、宿泊施設のみならず観光案内所などを含めて、やはり委員のおっしゃるとおり、外国語対応にどのように取り組んでいくかというのは、小樽市としても一つ大きな課題だというふうには考えております。そういう中で、宿泊施設などにも御意見を伺いながら、文章的なもので対応できるような部分があるのであれば、今いろいろな形で翻訳するとかというような形ですとか、市役所の中にも英語が堪能な者とかもおりますので、全部が全部、一から十まですべて英語対応にする文章をつくり上げるという形にはなかなかないとは思いますが、できる範囲で協力できることがあるのであれば、そういうことは十分話し合ってもらいたいというふうに考えております。

千葉委員

ぜひよろしくをお願いします。

女性特有のがん検診事業について

次に、がん対策、がん検診についてお伺いしたいというふうに思います。

代表質問の中で、がん対策、この周知についての取組をいろいろお聞きしたのでございますけれども、御答弁の中で、新たにがん検診の必要性などを記載したポスターを作成し、多くの市民の方の目に触れる場所に掲示を行っているということでした。これは具体的にどのような場所で行われているのか、教えていただけますでしょうか。

（保健所）山谷主幹

がん検診のポスターにつきましては、多くの市民の目に触れる場所に掲示したいということで、関係者の方々に協力をいただきまして、町会ですとか、市内の医療機関、歯科医院、薬局、それからあとは銭湯ですとかスーパーなどにも配布をいたしまして、掲示をお願いしております。

千葉委員

がん対策推進基本計画では、平成 23 年度までに検診受診率を 50 パーセント以上にするということを目指しておりますけれども、20 年度末で各検診の受診状況というのはどのようになっていますでしょうか。

（保健所）山谷主幹

平成 20 年度のがん検診の受診率についてでございますが、がん検診は五つございますが、それぞれ申し上げますと、胃がん検診が 10.1 パーセント、大腸がん検診が 16.5 パーセント、肺がん検診は 13.7 パーセント、子宮がん検診は 29.9 パーセント、乳がん検診は 22.6 パーセントとなっております。

千葉委員

胃がん、肺がん、大腸がん、非常に低くて驚いたのですけれども、御答弁の中で、毎年度の目標は立てていないというお話もありまして、平成 23 年度までに受診率 50 パーセントを達成することが目標なのに、非常に低くてびっくりしたのですが、今、折り返し地点の中間年度ということで、年度ごとの目標などを立てる予定はないのでしょうか。

保健所長

がん検診の受診率につきましては、年度ごとの目標を立てていくということは、今のところ考えてございません。それで、保健所として考えておりますのは、関係機関と御相談をいたしまして、市民の方ががんに対する受診という問題ではどのような傾向で行っておられるか。つまり医療保険を使ってがんの検査を行っておられるのか、それすらも行われていないのか、そういったことと、いわゆるがん検診として受診されている方の受療行動と申しますが、そういったことをトータルに見てみたいという気持ちもあるのですが、なにぶんにも医師会の御協力がなとできませんので、私どもとしては、市民の方ががんという病気に対して、早期発見のためにどのような行動をとられているのか、それが十分であるのかという観点で、単にがん検診受診率のみにこだわらず、広く把握できる方法があれば、ぜひそれは検討していきたいというふうに思っております。

千葉委員

女性特有のがん検診について、質問をさせていただいております。新経済対策の中でも、女性特有のがん検診推進事業の取組について質問をさせていただきました。その内容について、詳しくまだ出ていない状況ではあったのですが、一応、乳がん、子宮がん検診の無料クーポン券とがん検診手帳を郵送し、受診していただく予定となっているということで、今現在でこの推進事業の目的ですとか内容について教えていただけますでしょうか。

（保健所）山谷主幹

この事業の目的についてでございますが、特定の年齢に達した女性に対しまして、子宮けいがんと乳がんに関します検診手帳、それから検診の費用が無料になります無料クーポン券を同封しまして、まず、がん検診の受診を促進すること、それからあわせて早期発見ですとか、がん予防に関する知識も普及させることを目的としております。

なお、受診した場合の費用を国が補助をするという事業となっております。

千葉委員

今年、さまざまなピンクリボンの活動の中で、映画の上映ですとか、乳がんに対しては非常にニーズが高まっております。今回の新経済対策の法案が通った時点で、いろいろな方から、いつから始まるのか等々、問い合わせがありました。

初めに、この対象者なのですけれども、年齢についてだけの報道等がございましたが、対象者の生年月日の具体的な内容について教えていただけますでしょうか。

（保健所）山谷主幹

対象者に関します内容でございますけれども、まず、子宮けいがんにつきましては、前年度、平成 20 年 4 月 2 日から 21 年 4 月 1 日までに 20 歳、25 歳、30 歳、35 歳、40 歳になった方が対象となります。それから、乳がん検診の対象者につきましては、同じく前年度に 40 歳、45 歳、50 歳、55 歳、60 歳になった方が対象となっております。これらの対象人数をまとめますと、子宮がん検診の対象者につきましては 3,600 人、それから乳がん検診につきま

しては 5,100 人でございまして、合わせまして 8,700 人が対象でございます。

千葉委員

今、小樽市の対象者の人数もお答えいただきまして、子宮がんは 3,600 人ほど、乳がんは 5,100 人ということでお伺いをしました。

対象者の方へ、この無料クーポンや検診の手帳だとかが届けられると思うのですが、実際に自治体が行う作業というのは、これからどのようなことが想定されているのでしょうか。

（保健所）山谷主幹

実際の作業の流れについてでございますが、6 月 30 日を基準日といたしまして、まず、対象者を確定いたします。それとともに実施計画を作成しまして、北海道のほうに提出するとともに、必要な予算措置をいたしました後に、対象者の方へ検診手帳、それからクーポン券、受診案内を送付することになっております。

千葉委員

実際に受診者の方に届けられた時点で、どのような形で受診ができるようになるのでしょうか。注意点などがもしあれば、教えていただけますでしょうか。

（保健所）山谷主幹

対象者の方にクーポン券などが届いた後の流れでございますけれども、クーポン券のほうは発行日から有効期間が 6 か月間でございますので、その期間に委託します医療機関のほうを受診していただくことになります。医療機関のほうでは、御本人の確認のために、氏名ですとか住所を確認することになっておりますので、受診者の方には証明となる保険証ですとか、運転免許証ですとか、そういったものを持参して受診していただくように御案内を差し上げています。

千葉委員

質問の中でも、受診率のアップに伴って、医療機関の負担が非常に大きくなるという話をさせていただいたので、すけれども、今お話を伺って、対象者は子宮がんが 3,600 人と乳がんが 5,100 人ということで、中には、今、働いている女性が非常に多いということで、別々の検診ではなくてセットで受けられるような、そういう取組に関してニーズが高いというふうに思っています。今までも若干、市内の病院ではセット検診については取組がなされていたと思うのですが、その取組状況と、また、この今回の推進事業に対してどのような取組、拡充されていくのかということでお伺いしたいと思います。

（保健所）山谷主幹

まず、セット検診の状況でございますが、がん検診には、いろいろと種類がありまして、これらを組合せたセット検診も行っているところなのですが、婦人科のこの二つのがんを含めたセット検診につきましては、今現在、市内の二つの医療機関で今年度は 11 回予定をしております、受診していただける枠といたしましては、約 400 人を御用意しているところです。

保健所長

セット検診だけでなく、今回のクーポン券の配布に際しましては、当然、医療機関への殺到が予想されるものですから、私どもも大変心配しております、市内の医療機関に対しまして既に働きかけの第一歩を始めているのですが、やはりかなり細かい綿密な打合せをしないといけないことを話して、医療機関との連携、それから機会の拡充等については、医師会とよく話し合いの上、進めていきたいということでございます。

千葉委員

殺到するというお話は本当にそうだと思うのです。通常の乳がんと子宮がんのセット検診をやっている方が、電話をしてもなかなか予約がとれない、電話が通じないという状況もあるというふうに伺っていますので、予約の状況も含めた検討をぜひお願いしたいというふうに思っています。

あとちょっと心配なのが、他の市町村で受診ができるのか、また他の市町村の方が小樽で受診をするということも想定されるわけですが、今回のこの推進事業に対してはどのようにされるのか、教えていただけますでしょうか。

（保健所）健康増進課長

検診対象者の方が、市町村の区域を越えて検診を受けることについてでございますけれども、国の考え方といたしましては、他の市町村に住んでいらっしゃる検診対象者についても、受診できるような仕組みづくりを各市町村のほうに配慮していただきたいというふうな考え方が来ておりますが、実はそういった仕組みをつくるに当たりましては、今、保健所長のほうからも答弁しましたように、受入れ医療機関との間で、実はどれだけの受診者の方が対象医療機関のほうに来るかという部分がないと、ただお願いしますということになりませんので、こちらの部分に対象者数の把握について、小樽市であれば余市町だとか、札幌市のほうと話し合いを重ねて実際にできるかどうかを聞いて、今後協議を重ねていかなければだめだというふうに考えております。

千葉委員

それでは、小樽市以外でも受診ができる、また小樽市外の方でも小樽市でも受診ができるという方向性であるということで、よろしいのでしょうか。

保健所長

そこまでは決まっておりません。御存じのとおり、このクーポン券の実施自体が、今年度限りで終わるという可能性もございますので、いろいろな諸要素を考えた上で、現実的な方向をやはり決めなければいけませんので、最終的にどういう形になるか、今、示せない段階ですが、また協議した上でどういうことが一番現実的であるか、考えていきたいと思っております。

千葉委員

今年度限りの事業であるというお話がありましたけれども、与党のほうではしっかりと厚生労働大臣のほうには申し合わせをして、5年続けなければやった意味がないということでしっかり訴えておりますので、今後のことも見通した取組として行っていただきたいというふうに思っています。

今回の事業ではいろいろ郵送する部分ですとか、経費がかかってくると思うのですが、この部分についてはどのようになっていますか。

（保健所）保健総務課長

今のかかる経費についてであります。国から要綱が示されております。大きくは検診にかかる経費と事務費、この二つに区分をされております。検診につきましては、子宮けいがん、乳がん検診対象者数を、先ほど答弁しましたとおり、6月30日を基準日として把握いたします。この人数に基本検診単価を掛けまして、さらに受診率を掛けたものが検診費用として計上するものとなっております。また、このほか事務経費といたしましては、対象者の把握、検診手帳、クーポンの作成、郵送事務等を含めて臨時職員の配置等も考えられますので、これに関する経費、また検診手帳、クーポン券の印刷経費、またこれの郵送経費、また実際に診療を行いました診察機関に対しても振込手数料等が見込まれている状況となっております。

千葉委員

ちょっと心配なのが、やはりそのクーポンを使用できる期間が6か月間ということで、今、お話がありましたが、実際に受診期限前の例えば1か月前ですとか2か月前に、まだ受診されていないということを行政で把握した場合に、再通知などというのは今後の取組としてお考えになっているかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

（保健所）保健総務課長

クーポンは先ほどもお話ししましたとおり、有効期限が6か月と決まっております。対象受診者数等の状況は、逐次、把握しておきたいというふうに考えておりますが、先ほども答弁がありましたように、今年度限りの事業

というふうに一応聞いておりますが、がん検診の必要性、また早期発見・早期治療のための受診率を底上げしていくためにも、ぜひ多くの方に受診していただきたいというふうを考えておりますので、残り 1 か月など、今、タイミングはちょっと未定ですが、この時点で未受診者に対しましては勧奨をしていきたいというふうを考えております。

千葉委員

今、検診受診率のアップというお話がありましたけれども、本当に女性の皆さんそれぞれが心配しているのですけれども、なかなか行くことができないという方が多いので、これは事情というか、気持的な問題で、時間がとれない等々ありますけれども、積極的に通知を送ることで受けることができたというアンケート結果もあります。それに啓発されて受診したということもありますので、ぜひ再通知に関してはお願いしたいというところでありませう。

小樽市として、これから作業が進むわけですが、実施時期について、定額給付金に関しては 6 万世帯以上の方々の作業、かなり大きな作業でありましたので、若干時間はかかったかなと思いますけれども、この女性特有のがん検診推進事業については、めどとしてどのくらいの時期に進められるお考えかということをお聞きしたいというふうに思います。

（保健所）健康増進課長

実施時期についてでございますけれども、基本的には現在実施しておりますがん検診を拡充する施策と考えておりますので、既存の予算が活用できないかどうかについて、財政部などと協議をした上で、なるべく速やかに実施したいというふうに考えております。

千葉委員

なるべく速やかにということで、予算のことを考えますと第 3 回定例会になってしまうのかなと思うのですけれども、既存の予算内でぜひ早急に行っていただきたいというふうに思いますし、今、各報道でちょっと出ているので、いつ受けられるのかですとか、また先ほど生年月日でこの範囲の方が受診できるというお話がありましたけれども、現在もう既に今年度、自分が該当するということがわからずに受診されている方も多数おりますので、まず、この検診をいつぐらいに小樽ではやりますという周知に関しても、しっかりしていただきたいというふうに思います。その辺についてはいかがでしょうか。

（保健所）健康増進課長

まず、4 月 1 日から事業が開始というふうになっておりますので、既にこの制度を知らなくて乳がん検診、子宮けいがん検診を受けた方についても、後ほどその対象者の方にはクーポン券が届きますので、その時点で救済措置といたしまして、医療機関で受けた領収書とクーポン券を持っていただければ、償還払いが可能というふうに考えております。今回、国のとった施策ですが、これまでになかった方法としてクーポン券が自分の手元に来る、このクーポン券を持っていけば無料になるということで、既にほかの国でとられていた方法ですので、結構、受診率が高くなるということが期待されておりますので、この状況を見ながらうちのほうでも積極的に皆さんに来ていただきたいというふうに啓発を重ねていきたいというふうに考えております。

千葉委員

償還払いというお話もあったのですが、領収書をなくされては大変ですので、そういう周知までしっかり行っていただきたいのと、最後にもう一回だけ、その実施する時期なのですが、財政のほうと関連しているのですけれども、既存の予算の中で前もって、第 3 回定例会を待たずに実施するというのは可能ではないでしょうか。

財政部長

全体の予算がどれぐらいになるか、ちょっと私も聞いておりませんので何とも申し上げられませんが、国のほうで方針を立てて 6 月 30 日を基準日として対象者を把握して、その上でクーポン券を発送してやっていくとい

う手続になり、全国的に一律にやりますので、私どもとしても可能な限り、そういうことが早くできるように、必要な予算措置であれば対応していきたいというふうには思っております。

千葉委員

全国一斉にというお話で、8月中にやるというところももう発表になっておりますので、ぜひ一日も早く検診の実施をお願いしたいと思います。

委員長

公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 18 分

再開 午後 3 時 40 分

委員長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

山口委員

代表質問では、大変、御丁寧な答弁をいただきました。

てんぐ巣病の対策について

まず、一応通告しておりますけれども、代表質問に関連して、てんぐ巣病のことばかり何か新聞でも書いていただいたようで、ほかのことのほうがもっと大事だったのですけれども。何か基本的にはちょっと認識が違うというよりも、お答えの仕方が誤解を招くようなことが書いてありましたので、指摘をして直していただきたいと思えます。てんぐ巣病の対策で、薬による処置が必要というふうに御答弁されておりますが、確かに薬剤での処置は必要ですけれども、基本的にはてんぐ巣病というのは、その部分を除去して、それから薬品を塗布すると、そういうことが必要だというふうになっていきますので、そういう処置を当然していかれると思っておりますので、そこだけはまず確認をしたいと思えますが、よろしいでしょうか。

（建設）堤主幹

てんぐ巣病の関係でございますが、私も来たばかりで詳しくはわかりませんが、専門家に聞きましたら、胞子が飛んで起こる伝染病というふうに聞いてございます。処置については、本当の話をしますと切らないで、何とか薬をつけて押さえ込んだほうが良いということはあるのですけれども、やるに当たってはやはり冬、胞子が飛ばない時期にやることになると思えます。それで切って、その切り口を殺菌の薬でとめてあげるということで処置をするというふうに聞いてございますので、時期的にはやはり胞子が飛ばない秋口から冬にかけてやるのが一番理想的かなと思っておりますし、枝が下に落ちますと、土からまた伝染してくるということも聞いていますので、できれば雪のあるときに切ったほうが良いというのもまた聞きました。そういったことを踏まえて対応していきたいというふうには思っております。

山口委員

私たちも、手宮公園に桜を植えさせていただいたり、管理も若干させていただいておりますので、できれば11月以降、2月ぐらいまでということが、樹木医のホームページなんかも見ても調べておりましたら、そういう意見をおっしゃっていますし、やはり伐採をして除去することが基本だと書いています。なおかつ葉が落ちた時期にやるということですから、枯れ葉についても胞子がついておきますので、それも除去することが必要と言っていますので、そういう除去作業については、我々も協力できますので、ぜひ市民団体などボランティア組織がいっぱいありますし、秋に日銀通の枯れ葉の掃除もしておりますので、そういう方々とも連携をとられて、協力をして、広範

困にわたっていますので、公園じゅう、小樽公園も手宮公園も平磯公園もすごく繁茂しているわけですよ。そういうところも含めて連絡をいただければ、協力体制もとらせていただきますので、そういう官民連携の中でやっていただくようお願いをしたいと思います。これについては、御答弁は要りません。

旧手宮線沿線の整備について

旧手宮線についての質問でございますけれども、代表質問の中で、基本的には旧国鉄手宮線活用懇話会が一応、昨年度までで終結をして、今後、実施計画に移られるというお話を伺っておりますので、それについてたださせていただきます。

先ほど公明党の千葉委員のほうからも、外国人観光客に関連して、観光が非常に主要産業になっておりますので、そこを何とかてこ入れをして、財政の再建や市内の経済の立て直しに寄与するというところで力を入れてほしいというような話がありましたけれども、外国人観光客ばかりでなく、国内の観光客が基本ですから、やはり小樽の観光のポテンシャルが落ちているという意味から、次に新たな交流観光の拠点が必要ということで旧手宮線を取得されて、いよいよ整備に入られるということです。文学館、美術館、旧手宮線との一体化事業を含めて予定をされているというふうに聞いておりますので、ぜひその辺について関連をして旧手宮線の、浅草通りから中央通、この間は特に重要ですから、ここの沿線の再生についての景観誘導が必要だと思います。あそこはほとんど雪がありませんから、御存じのように雪あかりでも使わせていただいておりますけれども、廃屋が建ち並んで、一部壊れているものもあるので、そこについてやはり新しい小樽の景観をつくり出していくべきではないかと。駅前でおやりになっていますが、駅前はちょっと私は不満がありますけれども、それなりに江差で行われているようにしえ街道というのが話題になりましたけれども、小樽にふさわしい景観とはどういうものかは議論をしなければいけません、そういう景観をつくり出していく創景事業に対して、どういう誘導策をお考えになっているのかということをお聞きしたわけです。それについて、先ほど詳しい御答弁をいただいたと申し上げましたけれども、ちょっと私のほうはどういうふうにされるのかなというふうに思うものですから、加えてお答えができるものであれば、この場でただしておきたいと思いますが、いかがですか。

（建設）まちづくり推進課長

旧手宮線の創景事業につきましては、代表質問の際に市長からも答弁をいたしましたけれども、小樽市景観計画の中で、小樽歴史景観区域に取り入れているということで、周辺の歴史的建造物と調和のとれた整備を図っていく必要があるというふうに認識してございますので、この区域、今、旧手宮線沿線に限らず、小樽歴史景観区域の新しい建物を建てる際には、周囲に配慮した、委員のおっしゃる創景については、何らかの対策を図っていくというのは、この区域だけに限らず小樽歴史景観区域については、そんな配慮が必要というふうには考えております。

山口委員

代表質問でも触れましたけれども、中央通、あそこのあの幅に伴う再開発事業というのですか、おやりになったときに、いわゆる景観誘導のために一定の助成をされたと思いますけれども、総額であの地域に対してどの程度、この景観誘導という意味で助成されたのかということについては、おわかりになりますか。

（建設）まちづくり推進課長

中央通ということでは数字を持ち合わせてございませんけれども、昭和 62 年から平成 15 年までに、計 71 件で 1 億 6,000 万円程度の助成を行ったという実績でございます。

山口委員

中央通については、相当大規模で、建ち並ぶ建物も結構大きな建物がございましたので、1 億円を超えたような金額だと思いますけれども、いずれにしてもやはり原資がないと、なかなかそういうふうな景観誘導というのは行われにくいと思うのです。残念ながら小樽市は、若干、財政は改善しておりますけれども、まだまだ市長のおっしゃるように、他会計からの借り入れや基金の取崩しとか、そういうところが残っておりますし、まだ赤字が残

っております。そうした中で、どうやって財源を確保するかということが、やはり一番重要な課題だと私は思うわけです。

基本的に、これは非常に重要な事業ですから、市のほうの持ち出しも当然だと思いますけれども、今、寄附条例で対象にはなってございませんが、今回、公会堂に関して項目を加えておやりになりましたけれども、旧手宮線については、基本的にはあれは沿線まで含まれていないですよね。旧手宮線の整備ということは項目になっておりましたけれども。やはり沿線のまち並み再生ということで、いわゆる創景事業のほうで、現にあるものに対しての修繕の補助について、それは当然のっていますけれども、新しく景観をつくり出すということではのっていないわけです。やはり旧手宮線沿線の再生ということについて、財源として寄附条例に加えて、そういう財源を求められるということをもしされるとしたら、もう来年度から、特に文学館、美術館のところ旧手宮線と一体化の事業をお始めになるわけですから、特に重要な浅草線から中央通までのところぐらいの線路の跡地の整備、それに加えて沿線の再生も、一定の方向性を財源も含めて、これも制度として設計しておかないといけませんから、そういう意味で、今、お話を申し上げているわけです。

そういうふうなことを含めて、どのようにお考えになるのでしょうか。寄附条例も含めて、なかなか今、寄附のほうもちょっと休憩というか、若干伸びがとまっていますので、何かインパクトのある事業をしないと、そういう意味で言うと寄附も集まりにくいということもありますので、私はとにかく寄附条例の一つ加えていただけないかなと思いますけれども、その辺のお考えについてはこれから検討されると思いますけれども、どのようにお考えなのかをお聞きしたいと思います。

（建設）まちづくり推進課長

旧手宮線の活用計画ということにつきましては、昨年から懇話会を開催いたしまして、報告書が懇話会のほうから出されておりますので、来週中にはその懇話会からの報告書を市のホームページで公開をして、市民の皆様から意見を伺うというふうにしてございます。

あわせて、庁内でも検討会議というものを組織しますので、その中で活用計画を取りまとめるというふうにしていきますので、委員からお話がありました寄附条例に創景事業を追加してはという御提案を含めまして、その庁内の検討会議で活用計画の策定とあわせて議論をしたいというふうにご考えてございます。

山口委員

この件に関して私は、この議会のいろいろな場面で提案を申し上げているわけです。やはり観光の現状を考えますと、本当に、今、厳しい状況です。今、手を打たないと、そういう意味で市長も御決断をされて、たぶん文学館、美術館をメインにして、あの地区を何とか観光の受皿として新しく創出をしたいというふうにご考えられて、文学館、美術館の整備をお決めになったというか、臨まれたと思うのですが、特に旧手宮線の沿線の話とは別に、線路の整備はこれから計画をつくられるわけですから、高速道路推進交流財団ですか、ここの団体から交付金を受けて、まくら木を住民の手で敷き詰めていくような整備がいいのではないかと思います。そういうことをやれば、特に自治体財政の厳しい中で、住民はみずから汗を流して行政と一体となって事業をするということで、NHKの全国ニュースで取り上げられるかどうかはわかりませんが、少なくともマスコミには取り上げていただけると思うのです。それもなおかつ私が提案をしているのは、旅行商品として、要するに小樽ファンと言われる方が大勢いらっしゃるわけですから、そういう方にも小樽に泊まっていただいて、なおかつ一緒になって汗をかいていただき、まくら木の一本一本に協力をしていただいた方の名前を刻印して、それを記念に残していくという取組です。基盤を整備するのは行政ですけれども、それを敷き詰めていく作業については、基本的には住民の手でやるということではありますので、妙見川でもインターロッキングの敷設は住民でやってございますので、そういうことをやりながら、注目を集め、それこそ先ほど私が提案を申し上げました寄附条例に加えるということをお大々的に打ち上げられれば、それに対する認知度も上がって寄附も集まっていくということになりますので、そういう戦略をきっちりお立てに

なって始めていければ、いわゆる跡地の整備も進みますし、なおかつ沿線にも興味がいってお金も集まり、再生も一気に始まっていくと、こういうふうになって新たな拠点が生まれると思います。簡単なそういう青写真を私はかいていますけれども、ただ、このぐらいの方法をとらないと、私はなかなか協力を得られないと思うのです。そういうことを本当に決めていただければ、例えば雪あかりの路でそういうことを訴えながらおもちなどを配って、寄附の話もして、あわせて用紙も配るということもできますので、そういう連携もやっていけますから。そういうふうなことを含めて、我々も協力しますので、ぜひ御検討をいただきたいと思います。それについて、こうしよう、ああしよう、今、言えないと思いますけれども、一定の方向だけお示しいただければと思いますので、お答えできる分結構でございますので、最後に部長のほうからお答えをいただいて、これに関する質問を終わります。

建設部長

今、山口委員のほうから、いろいろと御提案を含めてございました。我々も昨年来から懇話会を立ち上げながら、市民の皆さんからいろいろな意見を伺ってまいりました。その中には非常にすばらしい意見等々がたくさんありまして、それは今、公開をする報告の中にもきちんと書いてありますので、それを見ていただければというふうに思いますが、どういう形で整備をするかという部分について、画一的なといいますか、そういった部分では考えておりませんので、改めて、今、委員のほうからいろいろな御提案がありましたけれども、そういった方法も含めて、今年度、今、我々が検討する計画の中で、その整備手法も含めて検討してまいりたいと思いますので、今言った御趣旨のほうは十分考えていきたいというふうに思います。

山口委員

多重債務について

次に、ずっとやらせていただいています多重債務の問題について質問したいと思います。

今回、これには触れさせていただきませんでしたけれども、第 1 回定例会でも一宮市の事例をお聞きしてきましたので、それについて若干触れながら、多少検討させていただいて質問をさせていただきました。この 4 月から小樽市も相談体制を強化されて、若干ですけれども予算をつけていただいて、消費者センターのほうで専任の相談員もつけていただいてやっていただけになったと聞いておりますので、今までの体制と 4 月以後の体制について、どのように変わったのかということをもまず説明していただきたいというふうに思います。

（生活環境）生活安全課長

昨年度までは、月曜から金曜の午前 10 時から午後 5 時まで、窓口を二つ開いておりました。その中で多重債務も含めての相談もやっております。今年の 4 月に入りましてからは、従来のその月曜から金曜の二つの相談窓口のほかに、木曜日に一つ窓口を開いて、木曜日は三つの窓口ということでやっております。

この窓口を開くことで委託の業者をお願いしたことは、生活状況等を聞き取りながら多重債務の状況を把握するわけですけれども、一つは公租公課の滞納があるかどうかということも含めて事情聴取をしてくれないかということ。それからもう一つは、できるだけ弁護士に紹介するときは、同行してくれないかということをお願いしております。

4 月、5 月の相談件数、木曜日も含めてですが、26 人の延べ 33 件ございまして、弁護士にあっせんした件数が 26 人中 15 件で、そのうち弁護士が受任したのが 11 件でございます。

山口委員

いずれにしても、前回の質問した時よりはある程度改善をされているというふうに一応受け止めます。まだ 2 か月しかたっておりませんので、なかなか実績は上がっていないと思いますけれども。

特に一宮市の取組でよくされているなどというふうに思いましたのは、多重債務の対策の庁内の連絡会議、こういうのを設けられて、それでいわゆる徴収の部局、そういうところに特に参加をいただいて、徴収の際にいわゆる多重債務があるか、サラ金とのおつき合いがあるのかも含めて、聞き取りをして、そして基本的にはそこからい

わゆる専門の相談員に相談を受けていただいて、そして弁護士につないでいくということをされているわけです。そういう取組を、これは生活安全課だけでなく、庁内の徴収部局、税のほうだけではありません。徴収にはいろいろあり、ほかにも例えば保育料とか給食費とか、関係部局たるものはたくさんありますけれども、そういうところも含めて対策を講じられているということで期待しておりますので、そういう分に対する庁内の取組、これはどういうふうにこれまでされたのか、お聞きをしたいと思います。

（生活環境）生活安全課長

庁内の取組についてでございますけれども、去年は納税課のほうで職員研修ということで、私どもの相談員が出前講座で多重債務についての研修を講師として話して、今年度に入ってから多重債務の、今、窓口といいますか、納税課を含めて保育料だとか、それから生活保護の関係だとか、また総務課等にも入っていただいて、庁内の連絡会議を開催してございます。そのときにこちらのほうからお願いしたのは、ある程度のフローを示して、こういふふうにできればということをお願いしてございます。ただ、そういうことは一気にできるわけではございませんので、私どもの相談員が出前講座をしますので、まずは職員研修に使っていただけないかということをお願いしてございます。現在のところはまだそういう研修の報告にはなってございませんけれども、引き続き多重債務といえますか、そういう庁内連絡会議を開催しながら、今、拡大したこの相談窓口の効果について検証をしてみたいというふうに考えています。

山口委員

一宮市の例なんかも資料としてお渡しをしていると思いますけれども、他都市の例で申しわけありませんけれども、一宮市のほうでは福祉課と言っているのですけれども、福祉課、高年福祉課、納税課、保育課、学校教育課、市民病院、上下水道部、市営住宅の滞納とかがありますから建築住宅課、あと社会福祉協議会、これで構成メンバーをつかって、会議を決めてから二度やっておりますけれども、大体年に2回ぐらいですか、おやりになるようなふうになっておりますので、それで掘り起こしをして、それから経過も含めて全体で情報を共有し合い、成果も基本的には認識をし合うということです。そういうことをおやりになっていると思いますけれども、そういうふうな取組については、だれがお答えになるかわかりませんが、一応、生活環境部が中心になって呼びかけて、今後そういうことをおやりになる用意はあるのか、それをお伺いしたいと思います。

（生活環境）生活安全課長

先ほど答弁しましたとおり、4月に関係課長会議を開いてございます。その関係課長の、一宮市のメンバーが委員のほうから紹介がありましたので、私どものその関係連絡会議のメンバーとしては納税課長、保険収納課長、子育て支援課長、生活支援第1課長、同第2課長、それから水道局の料金課長に、私と総務課長が加わって開いたところでございます。当然、生活環境部長も出席はしました。今後もそういうメンバーで、4月にやりましたけれども、またすぐ、いつというふうに断定はできませんけれども、再度開いていく予定でございます。

山口委員

ただ集まって、お話をされるだけでは、言ってみるなら計画的な取組にはなっていないと思うのですよね。一宮市の場合は、チャートをつくっていらっしゃるのです。これは共通の取組ですよ。そういうふうないわゆるマニュアルというのですか、そういうものは生活安全課のほうでもつくられて、それを各関係の部局に配布されて、お願いをするというようなことはされているのですか。

（生活環境）生活安全課長

先ほど申し上げました会議の際に、多重債務特別相談の流れということでつくってございまして、それについてお渡ししているというところでございます。

山口委員

申しわけないのですけれども、そのチャートについて、もう少し詳しい御説明をこの場でしていただけないか。

（生活環境）生活安全課長

まず、周知、啓発については、広報誌、ホームページ、報道依頼等で行います。それから、庁内関係会議並びに職場研修の開催、小樽市消費者被害防止ネットワークを活用して、庁内関係部署の相談、市民との接触の際に、積極的に多重債務者の把握に努め、対象者には消費者センターへの相談を促します。それから、消費者センターは債務滞納状況の内容について、本人が承諾をした上で、必要な情報の交換をします。また、消費者センターは解決のために法律の専門家、弁護士・司法書士への相談をあっせんし、法的整理を行い、解決した場合には多重債務整理後も家計簿指導等で生活再建への見守り支援を行うし、同意を得たケースの場合については、関係課へフィードバックを行うというふうに書いています。

山口委員

どうも一番大事なところが漏れているようで、例えば、徴収業務に行って、本人がそこにおいてになったときに、お聞きになりますよね。私はサラ金と長年取引があるのですよとおっしゃった場合に、その徴税の担当の方は、まず、どうされるのですか。生活安全課として連携をやっているわけでしょう、そういう話し合いもしていますよね。そのときに、個々の担当者がそういうふうに当事者にお話をされ、掘り起こしがされましたら、次にどうされるのですか。すぐその方が弁護士につなぐのですか。そのところを聞きたいわけです。

（生活環境）生活安全課長

先ほども申し上げましたとおり、多重債務者を把握した場合は、対象者に消費者センターへの相談を促すというのが第一になってございます。

山口委員

要するに、消費者センターにどうつなぐかが問題になるのです。その掘り起こしをされた方に、直接、消費者センターに電話して、行ってくださいと言うだけではだめなのですよ。だって、これでは今までとあまり変わらないですよ。そうでなくて、例えば一宮市の場合、電話でまず相談があった場合も、書いてありますけれども、まず、庁舎に来るように説得するそうです。それでもどうしても役所に来られない方は、基本的にはパンフレットを渡し、ここへ行くようにというふうに言うそうです。週3回の札幌弁護士会の相談もありますし、市の相談窓口、週1回ありますよね。そういうものをお知らせすると。一宮市では庁舎での職員による相談というのは、基本的にはその場で弁護士につなぐそうです。電話で予約をとって、調書をとりますよね。どういう内容があるか、全部聞き取り調査をして、調査票をつくれます。それをコピーして、役所にも一つ置く、それから本人にも渡す、それを持って何時何分にこの弁護士のところに行ってくださいというふうにして誘導するのだそうです。そこまでやらないと、基本的にはなかなか今までと体制が変わったということに、私はならないと思いますよ。

なぜこういうことを言うかということ、以前、俱知安の例を挙げて申し上げたと思いますが、3年間で6億円の過払い金を取り戻したわけです。今、しゅんですから、この1年が勝負だと思います。体制を組んでやれば、小樽であれば、当然、相当な額の過払い金を取り戻せると私は思います。過払い金が出ないところであっても、間違いなしに解決につながるのですよ。だから、くどくどと何度も申し上げているわけです。

ようやく体制をつくっていただいたと思いますけれども、たぶん今のような状況では、そんなに強化されたというふうにはならないのではないかなと思うのです。せっかく弁護士に一生懸命やっていただいていますから、ぜひとも各部署から掘り起こしていただいて、どんどんつないでいただきたいと思います。これは市の収納対策にもなりますし、なおかつ、大変今、不況で苦しんでいらっしゃいますから、そういう方々に救いの手を差し伸べるといふ優しさ、それにもつながっていきますので、ぜひしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

もう時間がないようですから、これ以上質問しませんけれども、強く要請をしまして、せっかく新しい体制をつくっていただきましたから、担当の方は一生懸命やっていただいているようですから、問題は行政のバックアップです。そのところを、今、お話を聞いても、なかなか見えていないところがありますので、そこはきっちりやっ

ていただきたいと思ひます。それ要請をして、私の質問を終わりますが、何か御感想があれば、お話をいただいて終わりにします。

生活環境部長

多重債務の対応については、私どもも多重債務者の救済ということを一に考へて体制を強化していこうということで、今年度からは相談体制も、以前から比べると、少しばかりではございますけれども充実させております。これに対応して、先ほど来、説明をしておりますとおり、庁内の連絡体制もまだ完全という形には当然なりませんけれども、入り口には着いたのではないかというふうに思っています。そういう点では、一宮市の例なども参考にさせていただきながら、それ以外でも盛岡市とか、春日井市などからも情報も取り入れて、採用できるところは採用していきたいというふうに思っていますので、そういう点では連絡体制のネットワークが一応はできましたので、このネットワークを使って、いかに情報を含めて、つながりの関係がうまくとれるかと、そういうことも徐々に会議の中で検討しながら進めてまいりたいと考えています。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、平成会の質疑に移します。

大橋委員

病院給食の業務委託について

まず、小樽病院の給食の業務受託業者である日清医療食品に関してお尋ねしますが、先月だったでしょうか、日清医療食品の業務上の不正といひますが、それについて数種類の記事があり、全国ニュースで報道されたので、その内容についてお教へをいただきたいと思ひます。

（樽病）事務室主幹

これは 4 月 2 日の新聞に載ったものと思ひますけれども、内容が難しくて私は要約できませんので、そのまま読ませていただきます。

病院や福祉施設向けの給食サービスの最大手、日清医療食品が東京国税局の税務調査を受け、平成 8 年 3 月期までの 7 年間で約 10 億円の所得隠しを指摘されたことがわかった。大阪の医療法人のグループ会社に給食営業権購入名目で代金を支払っていたが、国税局は営業権に実体はなく、課税対象の寄附金と判断したと見られる。実質的にはリベートに当たると認定されたというふうに、新聞では報道されています。

大橋委員

新聞に、その案件だけしか載っていませんか。

（樽病）事務室主幹

私が今持っている新聞については、一応それ以外載っていないです。

大橋委員

失敗しました。私も持っている新聞を持ってくればよかったのですけれども、その案件以外にも、他の土地でも不正という形で指摘をされています。その日本経済新聞だったかな、そっちのほうはそういうふうに詳しく書いてあったのですけれども、現実に市立小樽病院に入っている業者による大きな金額の重大な脱税事件と、そういうふうな形なわけですけれども、それで現在、市立小樽病院がこの業者に業務委託してから、何年たちましたでしょうか。

（樽病）事務室主幹

業務委託は平成 17 年の 4 月から行っておりますので、今年度で 5 年目です。

大橋委員

それでは、その平成 17 年度から今日までの間に、契約の更新は何回行いましたか。

（樽病）事務室主幹

更新ですから、4 回です。

大橋委員

更新が 4 回ということは、1 年ごとに契約をし直しているという意味ですか。それとも単に年度がそれだけ 4 回分経過したということですか。

（樽病）事務室主幹

給食の場合は単価によって契約をしていますので、入院患者数の動向によって毎年度単価が変わってきますので、1 年ごとにそういうものをつけ合わせながら、見積りをもらいまして契約をし直しております。

大橋委員

それは、結局単価を更新したということであって、いわゆる契約本体を、その業者と契約するかどうかという更新は何回したのですか。

（樽病）事務室主幹

業者の見直しについては、しておりません。

大橋委員

要するに、あそこを入れるに当たっては、委員会をつくって、それでそこで審査して入れたわけですね。その後、結局 5 年間、その業者が適当であるかどうかということについての判断をした上で契約の更新はされていないという、そこはそういう押さえでまず一ついいですね。

（樽病）事務室主幹

そういう押さえです。

大橋委員

それで、いわゆる市営住宅とか、それから市民会館とか、ああいう民間委託をする場合には、何年間という形で委託をして、それでその期間が終われば、また入札し直すという形が普通だと思うので、私はいわゆる 3 年間とか 2 年間とか、そういう形で契約の更新が行われているのだと思ったのです。だから、次回の契約のその更新はいつですかということをお聞きしようと思ったら、いわゆるそういう形で、そこで契約するかどうかの検討についてはしていないということは、いつ契約の更新をするかという定めがないという押さえでいいわけですね。

（樽病）事務室主幹

これは平成 17 年 4 月に最初の契約をしたのですけれども、その後の見直しの時期については、その当時から何年という形では決めておりません。

大橋委員

これからの問題は病院局ということになりますから、すべて病院の担当者が答えることになるのでしょけれども、病院の担当者ではなくて、いわゆる小樽市という市そのものが全体をコントロールしている中で起きている話ですから、病院にお聞きしないで市そのものにお聞きしますけれども、いわゆる契約をしたときに、いつ更新するとか、そういう定めのない契約をして、そしてそれをこちらのほうで契約を見直しますという形で打ち切り通告をしたりしたときには、業者からは一方的な打ち切りだということで訴訟を起こされる可能性も生じるような内容だと思うのです。なぜいつまでの契約だとか、更新時期がいつだとか、そういう定めのない契約が行われているのか、それについて説明をしていただきたい。

財政部長

所管の課長が出席しておりませんが、私は今の契約の内容はわかりませんが、一般的に申し上げて契約といえますのは、先ほど例に出されました例えば指定管理者ですと基本的には 3 年間で、任意施設だと 5 年間ということで契約をするわけです。ただ、一般的な業務委託につきましては、それぞれの年数を決めまして、今お

っしまいましたように、全く期限がないような契約とかというのは、ちょっと私は想定できませんけれども、例えば 1 年 1 年契約をしていって、特殊な事情により随意契約ということで、その業者しかいないということで、またもう一年ということはあるかと思えます。ただ、一般論として申し上げますと、私の想定はその範囲ということです。

大橋委員

今の一般論というお答えで私は正しいと思うのです。一般的に考えて、契約を見直したときに訴訟を起こされる可能性のあるような、そういう甘い契約が現在、存在していたということに非常に驚きを感じます。これは、道庁の食堂がやはりずっと長い間、委託という形で続いている、なかなか長くやっていると、いろいろな問題が派生してきます。特に、企業の体質に問題があるということが、いわゆる巨額脱税事件とかそういう形ではっきりした業者なわけですから、例えば結局定めがないとしても、この際、そういう部分について、この業者といつまでつき合っていくのか、どうしたらいいか、それを検討しなければいけないと思えますが、その点はいかがですか。

（樽病）事務室主幹

私どもとして、半永久的にどうのこうのというのではなくて、見直しを決めていなかったというのは、それは当初から業者に言っていますけれども、何年かしたら、やはり当然また業者選定の形はとらざるを得ませんよという形で進めてきたつもりでございます。それで、ほかの市立病院等を見ますと、やはり 3 年、5 年、またちょっと給食の委託につきましては、変更するにはかなりリスクを負わなければいけない部分もございますので、ある病院ではずっとということもございますけれども、私どももやはり 5 年、3 年というのは節目というふうに考えておりますので、当然、相手方にも言っておりますけれども、5 年もたったので、そろそろまた新たに業者選定しなければならぬということは伝えてあるところでございまして、そういう意味では当然今年度については、他の市町村からそういう情報等をとりながら、この給食の業務委託については、もう一回見直しをかけなければいけない時期かなというふうには押さえております。

大橋委員

3 年、5 年というのが頭にあったとか、それからそろそろ見直しをかけないといけなとか、それは担当者の頭の中だけの話なのですよね。決してこれが組織的な話ではなくて、担当者の頭の中だけでそういう問題が整理されているとしたら、それこそ担当者や業者の癒着だという話になってしまうのです。そここのところの整理を市当局としてどういうふうにするのか、お答えをいただきたいと思えます。

経営管理部長

今、主幹の答弁にちょっと誤解等があったら困りますので、前提として話しますけれども、基本的に給食の委託契約は単年度契約でございます。人を一定抱えて委託を受ける事業ですので、なかなか毎年度更新ということは業者サイドも難しいし、逆に言うと委託をかけるほうも、トレーニング期間を毎年度かけるわけにいかないという中で、例えば人を抱えてやるのであれば、3 年ぐらいがいいのかとか、例えば機械警備であれば、結局、設備投資をしますので、毎年更新というわけにいかないの、その分は 5 年ぐらいとかという、一つのそういう運用の形をとってやってきているというふうに私は考えてございます。今回の当初の契約時点での状況というのはちょっとわかりませんが、そういう形に基づいてきて、委託業務の内容によって、やはり一定の期間をめでに据えて見直しています。新たにその時点で入札なりをかけていきますということが正しいと思えますので、そういう形でやっていきたいと思えます。

それから、先ほどの新聞の記事の関係なのですが、これは私どもはその業者が行ったことについて、一定程度の指名停止だとか、そういうような措置があるのであれば、それはそれでペナルティとしての措置になると思えますけれども、今回の税務調査の関係の内容が果たしてそういうことになるのかどうか、まだ私もちょっと今日、初めて聞いたものですからわかりませんが、これはやはりその内容によって判断していかなければならない

と思います。今のところ、そういう指名停止とかということは行われていないと思っておりますので、このことが直接、来年度に向けての更新に影響するかどうか、それはちょっとまた検討してみなければならないと考えています。

大橋委員

いわゆる新聞記事を基にして、結局そういう契約の仕方とか、そういうことの問題点がここに浮き彫りにされたわけですから、そこから次に前進するのであるということを期待しまして、ここの部分については終わります。

ソーラス条約の見直しについて

次に、昨日の一般質問で出ていたのですけれども、ソーラス条約については、アメリカの都合でどうしても小樽みたいな平和な港に、こんなフェンスをしなければならぬだろうという思いがずっと私はあったわけですが、条約は条約ということになるのですが、まず我々がよくわからないのは、ソーラス条約のときに、どこからどこまでの面積を適用するという範囲の決定、これについてはどこが範囲を決定したということになるのでしょうか。

（産業港湾）管理課長

ソーラス条約に基づきます当港湾施設の適用範囲の設定ということでございますけれども、ソーラス条約というのは、平成 14 年 12 月に海上における人命の安全のための国際条約、いわゆるソーラス条約ですが改正されました。これを受ける形で、国内法として、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律というものが、平成 16 年 7 月 1 日から施行されております。国内的にはこの法に基づきまして、外航船の入港する各港湾管理者が、港湾施設の整備と管理を行っています。この中で、規定を管理者が定めるわけなのですが、この一定の基準として、重要港湾の岸壁等で、旅客船が年 1 回以上、それから 500 トン以上の貨物船が年 12 回以上利用する岸壁について、こういった措置をとるといふふうに、施行規則のほうで規定されております。これに基づきまして、小樽港では、平成 16 年 7 月と平成 17 年 3 月の追加で、現在のところ、5 ふ頭、16 パースという形で範囲を設定してございます。

大橋委員

現在、5 ふ頭 16 パース、前に本当にそれだけ使われているのかなという疑問があったので、質問しまして、資料を見せてもらったことがあるのですけれども、それは何日か置きに入るにしても、全地域に満遍なく船が停泊するようになっていました。それで、そういうふうに 16 パースについて、船の入港状況ということで決めたわけですが、ただ、実際にはどの船がどこへ入るといふ整理はこちらのほうでしていけるわけですから、入港隻数によって入港場所を変更するということは、これ自体は市のほうでできますけれども、今回、いわゆるソーラス条約で一回指定した場所を変更する場合、つまり指定したときは小樽市のほうで入港実績とか使用する場所で決められたわけですが、変更の場合には手続的にはどのようなことになるのでしょうか。

（産業港湾）管理課長

今あります 5 ふ頭 16 パースを仮に変更する場合ですと、例えば少なかったら減らすときはどうするのかということだと思いますけれども、これは平成 16 年に設定したときも同じでして、港湾管理者が保安規程というのを設けまして、その中でふ頭ごとに定めて、国の承認を得るといふことになってございまして、それをただ少なくする、減らすということにつきましても、この保安規程を変更するといふ形で港湾管理者が作成し、国の承認を受けるといふ形になりますので、あくまで判断をするのは管理者の判断ということと考えております。

大橋委員

港湾管理者、いわゆる小樽市のほうでそれについて主体的にできるということを受け止めますが、その場合に、塀だとか監視カメラとかは国の予算でつくったわけですが、いわゆる学校の建物とかそういうものは、何十年かたたないときに用途変更したりしたら、補助金を一遍に返さなければならないとか、いろいろな規定がありますが、ここからここまでソーラス条約はもう適用しないよと、そういう形になったときに、つくった塀だと

か、そういうものに対する費用といいますか、そういうことの返還とかは求められるのでしょうか。

（産業港湾）管理課長

このソーラス条約の関係の港湾施設につきましては、平成 15 年度の国の予算でつくる形で、実際には 16 年に施工して、16 年 7 月に間に合わせたという形になってございます。今のところ、縮小した箇所はございませんが、仮に縮小したときに、フェンスやカメラの設備はコンテナふ頭だけですので、他のふ頭で言いますとフェンスやゲートというふうになると思いますが、これにつきましては、これは補助事業でやっておりますので、当然、補助金適正化法の関係から恐らく議論が出てくるかと思いますが、ただ、今、国のほうも、いろいろ補助事業の見直しといいますが、補助金適正化法上の補助事業でつくってから 10 年を超えたものについては、使われないとかいろいろな事情の場合には、ある程度補助金を返還しなくてもいいというような形での方向も出てきておりますので、少なくとも今、小樽港においては、この 16 パースへの外航船舶の入港隻数は、19 年と 20 年を比較しますと、減ってはいますけれども、800 隻ほど入っておりますので、直ちにこの何年かで今の 16 パースを減らすという形にはならないと思っておりますので、そういった国の補助金を返すというような形には至らないというふうには考えております。

大橋委員

過去の統計を見れば、そんな極端に減ったとか、そういうふうにはなっていないのですが、ただ、これから統計をとり始めると、7 割減ったとか、そういうレベルの統計が出てくる可能性はあるわけです。そういうことになることは望んでいませんけれども、ただ、港をあれだけ全部囲ってしまったということに対して、市民が港から締め出されているという問題がずっと残ってしまっていて、港の中を知らない市民、それが今、非常に増えていますし、港は釣堀ではないのだよといえればそれまでなのですが、しかし市民の楽しみとして、非常に釣りを楽しんだり、そういうような部分もあって、これから港の親水性とか、そういう問題をまた議論していかなければならない、そういうふうになったときに、ソーラス条約というのを見直すことが不可能なものなのか、それとも区域の見直しが可能なのか、その確認をしておきたいので、ただいまの質問をさせていただきました。確認はできましたので、この項については了解します。

日銀レポートについて

次に、日銀レポート、6 月 9 日に北海道金融経済レポート「小樽経済の現状とその将来性について」が発表されました。それで、報道によりますと、一都市の経済の現状について、日銀が調査をしてレポートをまとめるということは、極めて異色のことである、そういう形になっていましたので、私も期待を持って見ました。ただ、中身の一つずつの部分については、既に小樽市議会の中でも取り上げられていた項目だなというふうに思っております。本当に全く新しい指摘というのではないとは思いますが。ただ、今、小樽経済の現状とその将来性についてということで、日銀がわざわざこのレポートをつくって、そしてそれに対する議論が小樽市議会の中で行われなかったということでは、非常に問題意識に欠けていることになるかなと、そういうふうに思いますので、経済常任委員長の責任として質問をさせていただきます。

それで、1 ページ目に、なぜこのレポートを書いたかということが端的に書いてあります。ここを読みますと、「過去 5 年間の小樽経済の規模の伸縮を、主要経済指標の動向で見ると、建設関連投資を中心に、すべての項目において 2004 年度の実績を下回っており、その縮小度合いを北海道全体と比較しても、小樽経済の弱さが目立っている」要するに、この 1 ページ目のくくりのためにこのレポートはあったのだなと思えました。もっと簡単な言葉で言うと、小樽の一人負けだよというレポートです。

そんな中で、いわゆる我々の体で感じている小樽経済の衰退、近年における小樽経済の衰退という部分で考えていきたいと思いますが、私達が直接感じているのは、統計数字ではなくて、自分たちの知っている企業がどれだけつぶれたかということなのです。それで、今回の代表質問の中で、小樽は食品加工の中で小樽ブランドを売り出していかなければならなく、水産加工とか、菓子だとか、そういうものが小樽の戦略商品だということで議論

がされてきております。それで、その小樽の戦略商品をつくっていたところ、つまりここ近年、私の記憶にある中で有名なブランドとか、そういう企業というのは、お菓子の部分では中野製菓、それからバンビの池田製菓、それから食品の加工といいますが、そういう食品の取扱いという水産加工物、そういう部分ではカニで 100 億円の売上げまでいったヒ口企画、それから小泉さんがわざわざ見学に来た冷凍ずしのふうどりーむず、それから九州の山形屋の物産展でさえも名の通っている曲丁鍛冶商店、本当に代表的な小樽の食品加工のしにせの倒産として記憶に残るのですけれども、小樽経済の弱さから結局こういうしにせが倒産していくのか、倒産するからどんどん経済も衰退していくのか、その辺、倒産要因も含めて、どういうふうにしにせが倒産して、小樽の企業が減っていくことについて分析、お考え、そういうことを思っているのか、お聞かせください。

（産業港湾）産業振興課長

今、小樽市内の企業の倒産について御質問がございまして、その要因とどのような状況にあるのかということですが、私ども民間の調査機関の情報を毎月いただきまして、その倒産の内容についてデータを集めています。毎月、倒産が何件あって、負債総額が幾らあって、そこに従業員の方が何人いらっしゃったかというようなことで統計をとっておりますけれども、今、その要因についてお話がございました。平成 19 年度と 20 年度ということで、過去 2 年の倒産の要因と件数について説明したいと思いますけれども、19 年度は市内で倒産は 22 件ございました。要因といたしましては、販売不振というのは 9 件ございました。それから、景気の低迷が少し長引いております、企業も体力を消耗していった結果のことを既往のしわ寄せと言っておりますけれども、これが 6 件になっておりますので、22 件のうち 15 件がこの二つの要因。それから、20 年度は倒産が 23 件ございました。販売不振が 10 件、それから同じく既往のしわ寄せというのが 10 件ということになっておりますので、23 件のうちの 20 件がこの二つの要因になっておりますけれども、大体、過去も同じような傾向になっておりまして、この販売不振と既往のしわ寄せというのが大きな要因になっているようでございます。

特に私どもいろいろな経済調査機関の調査結果などを拝見しておりますけれども、後志管内あるいは市内の企業を見ましても、どうも最近の傾向として、消費不況あるいは設備投資の低迷ということで、物が売れない時代になってきていますので、それが一番大きな要因につながっているのではないかとということで分析をさせていただきます。

大橋委員

次に、3 ページに、逆ベッドタウン化という問題で、通勤者がいわゆる変わってきたという問題、これは以前に調べたことがありましたけれども、10 年以上前は小樽駅から札幌へ通う人が 8,000 人ぐらいで、向こうから来る人が 4,500 人とか、そんなような数字で押さえていた記憶がありましたけれども、それが近年は同数から逆転にだんだん増えてきているというようなことは議会の中でも議論をしてきました。

それで、今回、ちょっと小樽で怖いなど感じている兆候として、今までは小樽に営業所があっても、札幌から通ってくる人が増えて、小樽に住む人が減っているよというのが今までの状況だったのです。今度の状況は、営業所そのものを極端に縮小するか、なくすという状況が出てきているのです。先日の新聞に、丸井が小樽の営業所をなくすという話が出ていたし、それから東京海上日動が、ここは小樽に 20 人ぐらい社員がいますけれども、日本一の保険会社ですが、小樽から撤退しますという話になっていますけれども、その辺の傾向については、どういうふうにとらえていらっしゃいますか。

（産業港湾）産業振興課長

事業所の数につきましては、小樽市の統計書にも出てございますけれども、事業所・企業統計調査というのをやっております、この結果を基に私ども市内の事業所の数の推移というのを把握してございます。直近で言いますと、平成 8 年には市内の民間の事業所というのが 8,176 件ございました。これが 10 年経まして、平成 18 年には民間の事業所数というのが 6,577 件ということで、この約 10 年の間に 1,600 件ほど事業所は減ってきております。

それはどのような要因かと申しますと、一つには先ほど申し上げましたとおり、市内企業が不況による倒産

をしているところがあります。それから、今、委員の御質問の中にございましたけれども、企業が撤退をしていっているケースがございます。それから、なかなかその数として把握できないのが、廃業という問題がございます。これは空き店舗などのように代表されますけれども、物が売れなくなってきて、財産があるうちにやめてしまおうという考え方、それから経営者の方がお年を召されたけれども、後継者の方がないという問題、それからやはり先行きが不透明だというような問題で廃業されるケースというのが、かなり市内にはあるのではないかとというふうな形で分析しております。

大橋委員

6 ページに、小樽の店舗の営業時間については、ショッピングは 18 時閉店、飲食店も 22 時閉店が大半を占めているという状況を映じて、高速バスの札幌行き最終便は 22 時前、JR の札幌行き最終は 23 時になっています。札幌から来るのは 24 時です。交通の利便性が高いとはいいがたい状況にあるということになっています。

これは、皆さんも札幌にいる友達と同期会だったり、小樽で飲むと、そそくさともう列車がないからとか、バスがないからと言って途中で抜けていくということで経験済みのことでありますし、小樽にとっては、そこを何とかしてほしいという願望は常にありました。わざわざ日銀のほうでまたこの問題を指摘していますので、小樽としてはこの営業時間、交通機関の運行時間、それを延ばすためにどのような働きかけ、そういうようなことを続けているのか、またこれからどうしたいのか、それについてお尋ねします。

（総務）企画政策室林主幹

札幌への公共交通機関の運行時間の繰下げの関係でございますけれども、近年、公共交通機関であるバス事業者などにおいて、人口の減少だとかマイカー利用の増加によって利用者が減って、かなり経営の厳しいところもございます。こういった中で、路線の廃止とかなども見られるわけですが、市内のバス事業者に、現状として札幌への高速道路の時間繰下げの関係でお伺いしたところ、やはり時間の繰下げについては、需要の要素、利用増だと思っておりますけれども、これが見当たらないため、時間を延ばすのは難しいというお答えをいただきまして、なかなか現状としましては、繰下げというのは、公共交通機関の経営状況にもよりますので、難しいと考えております。

大橋委員

最後の質問になります。

7 ページに、主要観光都市の駐車場数を検索エンジンで調査したところ、小樽市が約 1,450 台であったのに対し、旭川市が 1 万 1,800 台、函館市が 7,000 台と、小樽市の供給量の少なさが際立っている。これは地勢的な要因が影響していると思われるが、札幌等在住の潜在的な観光客にとって、小樽訪問の制約となっている可能性はあり、こういう記載があります。

小樽の中に駐車場が少ないということは、これは本当に感じることであり、また観光バスの駐車場を港につくったり、本当に苦勞をしてきた経過がずっとあります。ただ、この小樽の 1,450 台に対して旭川は 1 万 1,800 台で、函館は 7,000 台という数字は、いかにもべらぼうな感じもするので、これについてどういうふうに出てきたのか、どういうふうを感じるのか、間違っていたら日銀に抗議しなければならないですし、その辺をお願いします。

（建設）都市計画課長

このレポートで掲載されております 1,450 台という数字でございますけれども、これにつきましては、アイパスネット株式会社というところが運営しているリアルタイム駐車場情報というサービスを、インターネットで検索して掲載したということ、日銀の札幌支店のほうから聞いております。

本市の駐車場の状況でございますけれども、小樽へ観光やビジネスなどで訪れる方々などに、駐車場をわかりやすく利用しやすくするために、駐車場に関する情報を盛り込んだ駐車場マップというものを作成しております。この駐車場マップでは、小樽中心部、手宮・祝津方面、それからばるて築港周辺の地区について、その駐車場の情報を掲載しております。その中で、一般有料駐車場について、各駐車場のおよその駐車台数を掲載しており、現行

の駐車場マップは平成 20 年 7 月現在の情報ではありますが、この数字を集計いたしますと、小樽中心部が 1,926 台、それから手宮・祝津方面が 220 台、それからばるて築港周辺が 5,000 台、合計いたしますと 7,146 台と
いうことでございます。

大橋委員

とりあえず質問をしておいてよかったと思います。終わります。

委員長

平成会の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。